

第4期海洋基本計画に基づく工程表（素案）

1 総合的な海洋の安全保障

(1) 海洋の安全保障

「我が国の領海等における国益の確保」のために、我が国を守る一義的な責任は我が国にあるとの認識の下、防衛力や海上法執行能力の強化など必要な施策を推進していく。「国際的な海洋秩序の維持・発展」のために、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値・原則の維持・擁護を各国と協力する形で実現し、繁栄と経済的存立の基盤となる海洋権益を長期的かつ安定的に確保するとともに、我が国にとって有利な国際戦略環境を創出するべく、必要な施策を推進していく。この際、同盟国・同志国等と連携・協力しながら「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組を強く推進していく。これらの取組については、ロシアによるウクライナ侵略によって生じた世界的な不確実性の高まり等も踏まえ、不断の見直しが必要である。

さらに、船舶間及び船陸間の情報通信改善による協調的な安全航行を念頭に自動運航船の実用化等、船舶のDX化の推進や、知床遊覧船事故のような海難等の未然防止を含めた「海上の安全・安心の確保」に係る施策についても、近年その重要性が増してきていることを踏まえて推進していく。加えて、我が国は海洋に由来する自然災害（地震・津波・台風・豪雨・高潮・火山噴火等）が発生しやすい自然条件下にあり、近年その脅威が増大している。こうした自然災害のリスクに備えるため、「海域で発生する自然災害の防災・減災」に係る施策についても推進していく。

【KPI】

- a) 護衛艦等の就役隻数・総隻数（現状：護衛艦隻数51隻（令和6年度末）、目標：護衛艦54隻・哨戒艦12隻就役（おおむね10年後））
- b) 巡視船等の就役隻数・総隻数（現状：大型巡視船78隻、大型測量船4隻、航空機95機、無操縦者航空機3機（令和6年度末）、目標：大型巡視船89隻、大型測量船4隻、航空機105機、無操縦者航空機5機就役（令和9年度））
- c) 「海上におけるテロ活動」及び「海上からのテロ活動」による被害発生件数（現状：0件（令和6年度）、目標：0件（毎年度））
- d) 要救助海難に対する救助率（現状：96%（令和6年）、目標：95%以上（毎年））
- e) 旅客船の船舶海難（人為的要因によるもの）による死者・行方不明者数（現状：0名（令和6年）、目標：0名（毎年））

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
ア 我が国の領海等における国益の確保	1) 「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」に基づく防衛力整備					
	2) 「海上保安能力強化に関する方針」に基づく海上保安能力の強化					
	3) 漁業取締能力の強化					
	4) 安全保障分野における人材確保の強化					
イ 国際的な海洋秩序の維持・発展	1) ビエンチャン・ビジョン2.0（日ASEAN防衛協力の指針）による協力 (国際規範の実行に向けた認識共有促進、能力構築支援、防衛装備・技術協力、共同訓練・演習、人材育成・学術交流等)					
	2) 拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）					
ウ 海上の安全・安心の確保	1) 救助・救急体制の充実・強化					
	2) 防災体制の充実・強化					
	3) 海の安全情報等の充実強化					
エ 海域で発生する自然災害の防災・減災	海岸事業の推進					
	1) 海岸堤防の整備及び耐震化等					
	2) 砂浜保全等の侵食対策の推進					
	3) 高潮浸水想定区域等の指定の推進					
	自然災害の監視に向けた観測網・解析技術・情報共有システムの強化					
	4) 海域・海底観測網等の充実・強化					
5) スーパーコンピュータやAI技術等を活用した解析技術の高度化						
6) 通信・情報共有システムの高度化						

取組の現状

【主な取組の現状】

ア 我が国の領海等における国益の確保

- 1) 「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」に基づき、「防衛力抜本的強化実現推進本部（R5.4）」において、多次元統合防衛力を抜本的に強化し、防衛力整備を着実に進めた。（防衛省）
 - 1)、2)海上自衛隊と海上保安庁は、平素から共同訓練を行い、技術向上と共同対処能力の強化に取り組んでいる。特に、防衛大臣による海上保安庁の統制要領の策定後は、令和5年5月、同年6月及び令和6年10月に、当該統制要領に基づき、両機関における情報伝達、現場における対応などを演練・検証し、あらゆる事態に適切に対応できるよう連携強化を図った。（国土交通省、防衛省）
 - 2) 「海上保安能力強化に関する方針」に基づき、巡視船等の大幅な増強等のハード面の取組に加え、関係機関との連携強化や人的基盤の強化等のソフト面の取組も推進することにより、海上保安業務の遂行に必要な能力の一層の強化を進めている。令和6年12月には、「海上保安能力強化に関する関係閣僚会議」が開催され、海上保安能力の強化を引き続き進めていくことが確認された。（国土交通省）
 - ・また令和6年度には大型巡視船4隻、航空機2機が就役し、215人を増員した。（国土交通省）
 - 3) 漁業取締本部体制の下で、漁業取締船の漁業取締能力の向上を進めた。海上保安庁との連携の下で、外国漁船等の違法操業への対応能力の向上に努めた。（農林水産省）
 - 4) 海上保安庁では、採用試験における身長及び体重に係る制限を廃止するとともに、試験科目の変更や新コース設置を行ったほか、SNSを利用した情報発信についても取り組んでおり、優秀な人材を確保するため時代に合わせた募集活動を実施した。（国土交通省）
 - ・海上自衛隊のSNSにより、一般の方に馴染みの少ない航海中の様子や現場の隊員の声など艦艇における業務について情報発信することで、職業としての理解を深めてもらうよう努めた。なお、若年層への訴求力を高めるため、新キャラクターを起用した。また、大学生に対して海上自衛官による講義を行うことにより、海洋安全保障分野の認知向上を図った。（防衛省）
 - ・人材確保の観点から、洋上で活動する艦艇・官公庁船の業務について、可能な限り深く知ってもらうため、SNS等を活用した積極的な広報や船舶の一般公開、大学等との連携・交流を推進した。（農林水産省、国土交通省、防衛省）
 - ・海上自衛隊では、令和6年度遠洋練習航海において、練習艦「かしま」及び「しまかぜ」で、業務用通信の補完として整備される商用低軌道衛星通信網を活用して、隊員と家族との連絡に加え、インターネットの閲覧等を可能とする通信環境の試験を実施した。（防衛省）
 - ・海上自衛隊では、停泊時の業務負担軽減を目的とした艦内設置のパソコン増設を推進した。（防衛省）
 - 5) 警察用船舶・航空機の整備を図る。また、対処用資機材の整備等により、国境離島における事態対処能力を強化した。（警察庁）
- イ 国際的な海洋秩序の維持・発展
- 1) 「ビエンチャン・ビジョン2.0」に基づき、我が国のシーレーンの要衝を占める戦略的に重要なASEAN諸国に対して、能力構築支援、共同訓練・演習及び防衛装備・技術協力などの協力を推進した。（防衛省）
 - 2) 拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）において、多国間枠組の取組が進展しており、安全保障・防衛分野における協力・交流の重要な基盤として、地域における多国間の協力強化に取り組んだ。（防衛省）
 - 3) 「自由で開かれた海洋」の維持・発展に向け、防衛当局間では、ADMMプラスのほか西太平洋海軍シンポジウム（WPNS）をはじめとして、二国間・多国間の様々なレベルの安全保障対話・防衛交流を活用して各国との海洋の安全保障に関する協力を強化した。（防衛省）

ウ 海上の安全・安心の確保

- 1)迅速かつ確かな海難救助を可能とするため、高性能化を図った巡視船艇・航空機の整備を推進した。（国土交通省）
 - ・救助・救急体制の充実・強化のため、特殊救難隊や全国各地に潜水士、機動救難士を配置するとともに、捜索救助に係る関係機関との調整機能の強化や自衛隊への災害派遣要請を的確に行えるよう、連携の強化を図った。（国土交通省）
 - ・傷病者に対して救急救命処置を行うための専門の資格を有する救急救命士及び応急処置が実施できる救急員を全国各地に配置するとともに、医師等により構成される海上保安庁メディカルコントロール体制のもと、救急救命士及び救急員が行う救急救命処置等の能力向上を図った。（国土交通省）
 - ・緊急通報用電話番号「118番」による緊急通報の情報伝達・収集手段の強化を図るため、通報者から海上保安庁へ、現場の状況を映像でリアルタイムに伝えることができる新たな通報システムである「Live118」の運用を開始した。（国土交通省）
 - ・海難救助能力体制の向上強化のため、民間の救助組織とも連携した捜索救助に関する合同訓練のほか、近隣諸国との協議、合同訓練及び机上訓練を定期的実施した。（国土交通省）
- 2)南海トラフ地震等の切迫する大規模な地震・津波等の大規模自然災害に備え、国土強靱化及び人命・財産の防護の観点から全国の漁業地域をはじめ沿岸地域の安全を確保するための対策・支援を行った。（農林水産省、国土交通省）
 - ・令和6年8月の日向灘を震源とする地震では、発災後直ちに巡視船艇・航空機等を発動させ、被害状況の調査を実施したほか、航行警報等を発出し、付近航行船舶等への情報提供を実施した。また、本地震に伴い南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたことを受け、海上保安庁では、南海トラフ地震防災対策推進地域を管轄する管区を中心に、巡視船艇・航空機等の即応体制を継続的に確保した。加えて、海の安全情報やホームページによる情報発信、巡視船艇からの周知・呼びかけを実施したほか、港則法に基づく勧告を実施するなど、海事関係者をはじめ、一般市民に対しても広く情報提供を実施した。（国土交通省）
 - ・令和6年9月の奥能登豪雨では、土砂災害等の被害が発生し、各地で行方不明者も発生したことから、巡視船艇・航空機等による被害状況の調査や行方不明者の捜索を実施した。（国土交通省）
- 3)海の安全情報の緊急情報配信メールやホームページ等により台風や発達した低気圧等による荒天に備えた早期の事故防止に係る注意喚起の発出及び安全啓発情報の提供を実施した。（国土交通省）
 - ・来島海峡航路西側海域の航行環境改善策として、安芸灘南第四号灯浮標を廃止するとともに、令和6年7月1日に来島海峡航路西口の入出航に係る経路を新たに指定した。（国土交通省）
 - ・令和4年4月に発生した知床遊覧船事故を受けてとりまとめられた「旅客船の総合的な安全・安心対策」を踏まえ、海上運送法等の一部を改正し、令和6年度には、船員の資質向上に係る制度の導入、行政処分制度の見直し、安全性向上に向けた事業者の評価・認証制度（+ONEマーク制度）の創設等、その対策を着実に実施した。（国土交通省）

エ 海域で発生する自然災害の防災・減災

- 1)海岸堤防の整備や耐震化、水門等の統廃合や自動化・遠隔操作化等の海岸保全施設等の整備を海岸法に規定する海岸保全基本方針に基づき推進した。（農林水産省、国土交通省）
- 2)国土保全の観点から、砂浜保全等の侵食対策を海岸法に規定する海岸保全基本方針に基づき推進した。（農林水産省、国土交通省）
- 3)想定し得る最大規模の高潮に対する避難体制等の充実・強化を図るため、都道府県の高潮浸水想定区域等の指定等に必要調査等が推進されるよう支援を行った。（農林水産省、国土交通省）
- 4)海域で発生する地震に対する緊急地震速報と津波警報・注意報の発表の迅速化に貢献するため、気象庁に対しS-netとDONETの観測データを引き続き提供するとともに、南海トラフ地震の想定震源域の西側（高知県沖～日向灘）における、南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）の構築を進め、沖合システムの運用を開始した。また、沿岸システムのケーブルの海底敷設を実施した。（文部科学省）

- ・定常的に実施している海底地殻変動観測に加え、令和6年8月8日に発生した日向灘を震源とする地震において、海底の地殻変動を把握するため、測量船による臨時の海底地殻変動観測を実施した。観測結果は他機関の結果とともに『南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会』において審議され、『南海トラフ地震関連解説情報』として公表された。（国土交通省）
 - ・台風接近時には、1日当たりの通航隻数が約400隻となる有数のふくそう海域である「東京湾」においては初となる、海上交通安全法に基づく湾外避難・入湾回避勧告を令和6年8月14日に発出するなど、船舶の安全対策を図った。（国土交通省）
- 5)地震・地殻変動の観測について、光ファイバー自体をセンサーとして用いるDAS（分散型音響センシング技術）との長周期観測ノイズを大幅に減少させ、室戸岬の110km沖合までの連続的で安定した観測を継続して行った。また、データ同化技術を導入した沿岸津波予測手法により、津波警報解除に関わる津波後続波の振幅予測精度を向上させた。（文部科学省）
- 6)「我が国の海洋状況把握（MDA）構想（R5.12）」に基づき、関係省庁の密接な情報交換・共有に努めた。（内閣官房、内閣府、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省）
- ・電子基準点リアルタイム解析システム（REGARD）を運用し、一定規模以上の地震発生時には、発災後10分程度で関係機関へ地殻変動や地震規模等の計算結果を提供した。（国土交通省）

第4期海洋基本計画に基づく工程表（素案）

1 総合的な海洋の安全保障

（2）海洋の安全保障の強化に貢献する施策

第3期計画に引き続き、安全保障が必ずしも唯一の、又は主たる目的となっていない施策であっても、海洋の安全保障に資する側面を有するものを、海洋の安全保障の強化に貢献する施策と位置づけて取り組んでいく。

ア 経済安全保障に資する取組の推進

- ①海洋資源開発の推進
- ②海上輸送の確保
- ③海洋産業の国際競争力の強化
- ④海洋科学技術の振興

イ 海洋状況把握（MDA）能力の強化

ウ 国境離島の保全・管理

【KPI】

a)海洋資源の開発（「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」に基づき技術開発を推進）※令和6年3月22日改定（総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会にて審議決定）

b)レアアース泥の生産技術の開発・実証（現状：水深2,470mからのレアアース泥の解泥・揚泥試験の実施（令和4年度）、目標：水深6,000mからのレアアース泥の採鉱・揚泥の実証試験の実施（令和7年度まで）

c)海洋状況表示システム「海しる」のアクセス件数、API公開項目数、API利用件数（現状：アクセス件数（平均値）：12,100件/日、API公開項目数：96件（令和6年度）、API利用件数（平均値）：8,100件/日（令和6年1月～12月）、目標：令和4年の2倍（令和9年まで））

d)我が国に寄港する国際基幹航路の輸送力の確保（現状：京浜港 週20万TEU、阪神港 週8万TEU（令和6年11月時点）、目標：京浜港 週27万TEU、阪神港 週10万TEU（令和10年度））

※令和元年度に令和5年度を目標年次とする目標値を設定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により達成が困難となったことなどから、「新しい国際コンテナ戦略港湾政策の進め方検討委員会（R5.2設置）」において検討が行われたところ。引き続き輸送力の堅持が必要とされ、令和10年度を目標年次とする目標値を設定した。

e)訪日クルーズ旅客数・外国クルーズ船の寄港回数・外国クルーズ船の寄港する港湾数（現状：訪日クルーズ旅客数：143.8万人、外国クルーズ船の寄港回数：1923回、外国クルーズ船が寄港する港湾数：97港（令和6年速報値）、目標：訪日クルーズ旅客数：250万人、外国クルーズ船の寄港回数：2000回、外国クルーズ船が寄港する港湾数：100港（令和7年まで））

【海洋開発重点戦略の主な成果指標】

（AUV戦略の主な成果指標）

- ・令和7（2025）年度までにAUVの利用実証を6件程度実施し、それぞれの技術目標を設定（例：洋上風力発電施設に至る海底電力ケーブルの連続検査（〇〇kmのケーブル連続検査））。
- ・令和9（2027）年度までに洋上風力発電の検査等の実ビジネスにおいて10件程度のAUV事業モデルを構築。
- ・令和12（2030）年度までに洋上風力発電を始めとした海洋産業、海洋安全保障、海洋環境保全等の様々な場面で、AUVが利活用されることを基準とする。

（海洋状況把握（MDA）及び情報の利活用の推進）

海洋情報の産業分野利活用に関する成果指標として、令和11（2029）年度までに、海洋における地理空間情報の利活用に関するユーザーコミュニティを構築するとともに、「海しるビジネスプラットフォーム」を開発し、有償情報掲載件数を20件とすることで、海洋情報の活用を通じた産業利用の促進につなげる。

衛星データ等を活用したAI開発について、令和11（2029）年度までに、海外展開を見据え、表示データの低負荷化等を図ったシステムを開発する。

また、MDAに関する国際社会のニーズを調査した上で、令和11（2029）年度までに、同盟国・同志国等とのシステムを通じた連携の確立を図る。

(特定離島である南鳥島とその周辺海域の開発の推進)

凡例) ●：内閣府海洋事務局、国土交通省・気象庁・国土地理院・環境省・防衛省の取組

○：内閣府科学技術・イノベーション推進事務局及びS I Pの取組

〔社会実装検討：プロジェクトの実効性の確保〕

●令和8（2026）年3月まで

内閣府等による南鳥島の利活用支援のための情報収集・調査

○令和8（2026）年3月まで

S I Pによる社会実装形態案の取りまとめ

●令和9（2027）年3月まで

内閣府等による南鳥島における既存施設・制度等のレビュー

○令和10（2028）年3月まで

S I Pによるレアアース生産の社会実装化プランの取りまとめ

〔適用技術の実証：S I Pによるレアアース生産に係る試験〕

○令和8（2026）年2月まで

採鉱・揚泥試験1（採鉱・揚泥に関する適用技術の実証）

○令和8（2026）年4月まで

一次処理試験1（精錬処理等に関する適用技術の実証）

○令和9（2027）年10月まで

採鉱・揚泥試験2（レアアース泥350t/日規模での採鉱・揚泥の実施）

○令和9（2027）年12月まで

一次処理試験2（レアアース泥350t/日規模での精錬処理等の実施）

〔管轄海域の保全のための国境離島の状況把握〕

・特に遠隔・脆弱な国境離島（おおむね20～30島）とその周囲の現況地形データ（元地形データ）の取得：

→ 令和10（2028）年度までに、0%→100%

・我が国が現に保全・管理を行っている国境離島473島の状況把握に必要な空中写真の撮影等の実施（過去5年以内）

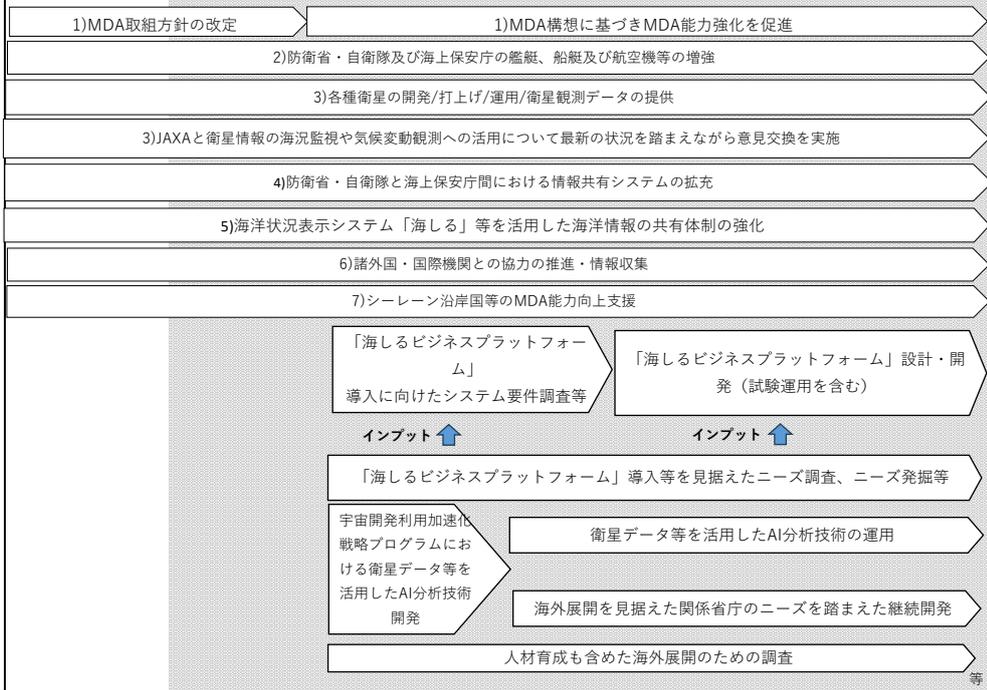
→ 令和10（2028）年度までに、40%→100%

・合理的・効果的な国境離島の状況把握手法の確立

→ 令和10（2028）年度までに達成

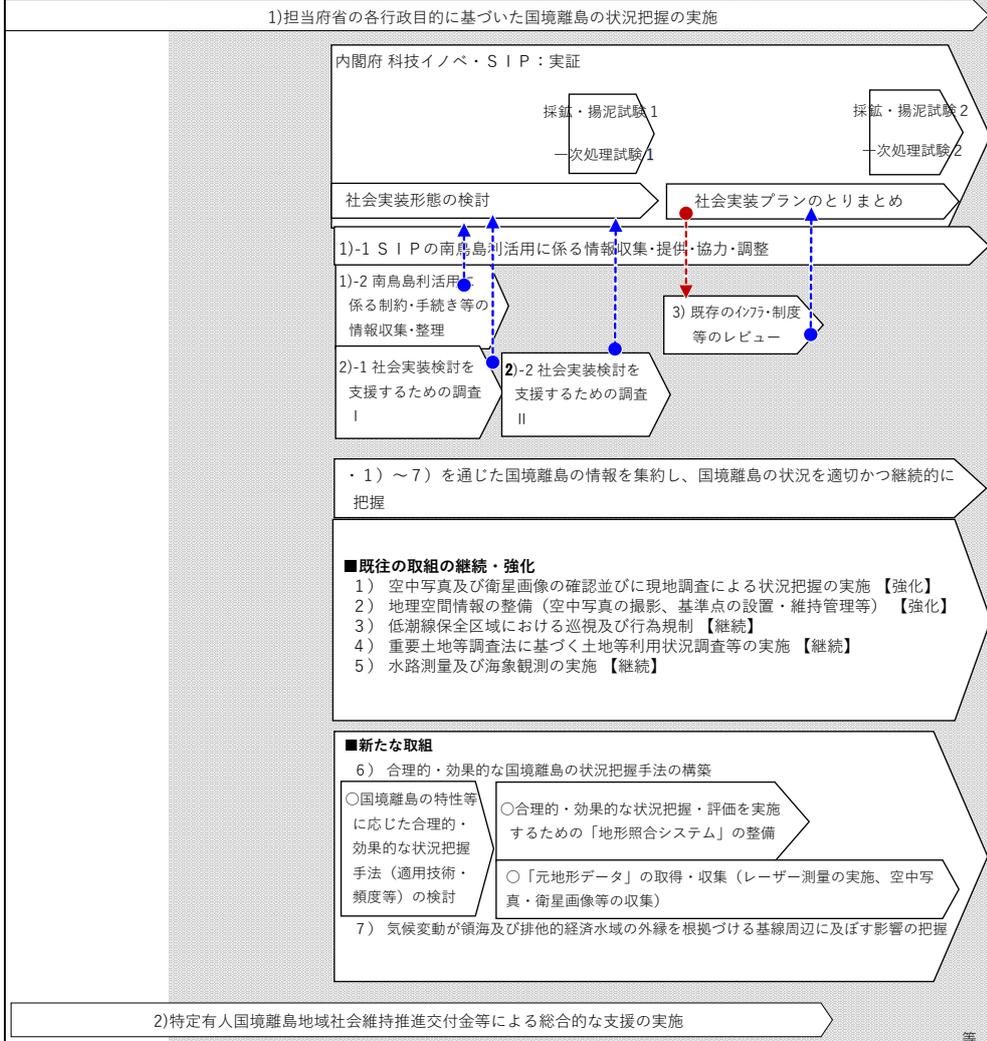
	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
ア 経済安全保障に資する 取組の推進	<p>①海洋資源開発の推進</p> <p>総合的な検証・評価</p> <p>海洋エネルギー・鉱物資源開発計画の策定</p> <p>海洋エネルギー・鉱物資源開発計画に基づく資源量調査、環境影響調査、生産技術開発、経済性の評価</p> <p>第3期SIP「海洋安全保障プラットフォームの構築」によるレアアース泥の開発・実証 水深6,000mからのレアアース泥の採鉱・揚泥の実証試験</p> <p>1) C C Sの適地開発の推進、事業環境整備の加速化等</p>					
	<p>②海上輸送の確保</p> <p>1) 令和5年3月に改正した「日本船舶及び船員の確保に関する基本方針」に基づき、対外船舶運航事業者等が国土交通大臣の認定を受けた令和5年4月から始まる日本船舶・船員確保計画（5か年計画）を着実に実施できるよう、トン数標準税制等の税制措置や日本籍船舶に係る手続き面の改善に向けた検討等を推進</p> <p>2) 内航未来創造プラン等に基づき、内航海運の取引環境の改善、生産性向上や船員の安定的・効果的な確保・育成等に向けた取組を推進</p> <p>内航海運業法改正(施行:R4.4)</p> <p>自主宣言制度創設</p> <p>商慣習改善方策検討等</p> <p>3) 国際コンテナ戦略港湾において、北米・欧州航路をはじめ、中南米・アフリカ等多方面・多頻度の直航サービスの充実を図るため、「集貨」「創貨」「競争力強化」の取組を推進</p>					
	<p>③海洋産業の国際競争力の強化</p> <p>1) クルーズ船の寄港促進を通じた、インバウンド需要の取込</p> <p>令和7年までに、「訪日クルーズ旅客数250万人」を目指す。</p> <p>令和7年までに、「外国クルーズ船の寄港回数2000回超」を目指す。</p> <p>令和7年までに、「外国クルーズ船の寄港する港湾数100港」を目指す。</p> <p>2) 船舶産業の更なる生産性向上や事業再編等を通じた事業基盤強化</p> <p>船舶のサプライチェーンに関するリスク点検及び安定供給確保の取組</p> <p>船舶の部品（エンジン、プロペラ、ソナー）の安定供給確保のための取組</p>					
	<p>④海洋科学技術の振興</p> <p>1) 「経済安全保障重要技術育成プログラム」による研究開発の推進</p> <p>2) 「AUV戦略」の策定</p> <p>「AUV戦略」の実施</p> <p>実証調査事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実利用が見込まれる分野での実証試験（6件程度） ・ 利用時の課題抽出、分析、対応策検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実証試験の成果の普及 ・ 利用時の課題の共有 <p>AUV官民PF等の官民協議体の運営（利用実証、ハード・ソフトの共通化・標準化等を通じた共通基盤の構築、効率的・効果的な運用システムの実現、制度環境整備、企業活動促進、人材育成等）、フォローアップ</p> <p>実利用を見据えた研究開発、制度環境の整備等</p> <p>AUVの実利用</p>					

イ 海洋状況把握（MDA）能力の強化



成果を海外へ展開

ウ 国境離島の保全・管理



取組の現状

【主な取組の現状】

ア 経済安全保障に資する取組の推進

- ①メタンハイドレートについて、令和6年8月、産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 イノベーション小委員会 評価ワーキンググループにおいて中間評価を行うとともに、令和6年10月、外部専門家会合（メタンハイドレート開発実施検討会）において、アラスカ長期陸上産出試験の結果及びメタンハイドレート貯留層評価のための海洋掘削調査の進捗について報告し、専門家から意見をいただくなど、計画の進捗状況等のフォローアップを行った。海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト、マンガン団塊については、令和6年2月に専門家会議を開催し、令和7年度の資源量調査計画について、データの把握の手法の提案を受け、データの見直しや調査計画への反映を行った。また、令和7年度の採鉱・揚鉱及び選鉱・製錬の技術検討、環境調査等の計画についても専門家の意見の反映を行った。（経済産業省）
- ・南鳥島周辺海域で賦存が確認されているレアアース泥に関し、第3期SIPにおいて令和7年度に予定されているレアアース泥揚泥管接続試験のために必要な揚泥関連機器および設備の製作を実施した。（内閣府）
- ②海上輸送の確保のため、
 - 1) 「日本船舶及び船員の確保に関する基本方針」において、外航日本船舶の隻数については令和5年度からの5年間で1.25倍に、外航日本人船員の人数については平成30年度からの10年間で1.5倍に増加させることを目標としているところ、トン数標準税制、国際船舶制度及び日本籍船化に係る手続き面の改善等を通じ、日本船舶・日本人船員の確保に取り組んだ。（国土交通省）
 - ・2023年11月、我が国海運会社が運航する船舶が紅海で「拿捕」される事案が発生したことを受け、2024年4月に開催されたG7交通大臣会合において、商船への攻撃に対する非難を行うとともに、「拿捕」された船舶及び乗組員の即時解放を要求した。加えて、G7として安全かつ強靱な物流ルートの確保に向けた取組を実施すること等を内容とするG7交通大臣宣言を発出した。また、国連安全保障理事会やIMO海上安全委員会等においても、ホーシー派の攻撃に対して断固とした非難等が行われた。こうした中、2025年1月、「拿捕」された船舶の乗組員が解放された。（国土交通省）
 - 2) 「エコシップ・モーダルシフト事業」において、モーダルシフトに貢献する事業者を「エコシップマーク認定事業者」として認定し、革新的な取組等により最も貢献度が高かったと認められる事業者を「海運モーダルシフト大賞」として表彰した。また、中長距離フェリー、RORO船及び内航コンテナに係る積載率の動向を調査し、その結果を公表する等、「内航未来創造プラン」全体の指標の達成に向け、着実に取組を実施した。さらに、内航海運における「取引環境改善」、「生産性向上」に向け、令和6年度も、荷主企業・内航海運業者・行政から構成される「安定・効率輸送協議会」を開催し、「内航海運における商慣習の実態調査」の結果を踏まえて議論し、「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」の改定を行った。（国土交通省）
 - 3) 令和6年2月に公表を行った「新しい国際コンテナ戦略港湾政策の進め方検討委員会 最終とりまとめ」にて示した施策の方向性を踏まえ、「集貨」「創貨」「競争力強化」の取組として、効率的な一体利用の推進や大水深・大規模コンテナターミナルの形成などの取組を行った。（国土交通省）
- ③海洋産業の国際競争力の強化
 - 1) クルーズ船受入に関するハード・ソフト両面からの支援、クルーズ船寄港の地域経済効果を最大化させる取組として上質な寄港地観光の造成に向けた意見交換会等を行った。（国土交通省）

2)令和6年7月、産官学から成る「船舶産業の変革実現に向けた検討会」において、「2030年の次世代船舶受注量におけるトップシェア確保」という目標及びそれを実現するためのロードマップを作成した。(以下、ロードマップに関する個別の施策として、)デジタル技術を活用して船舶産業の生産性向上を図るため、令和6年度において、バーチャル・エンジニアリング補助金により7件の事業を支援した。「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」に基づき、特定重要物資に指定された船舶用機関(エンジン)・航海用具(ソナー)・推進器(プロペラ)の安定的な供給体制の確保を図るため、令和6年度末までに11件の供給確保計画の認定を行い、設備投資に必要な支援を実施した。新燃料船等に対応する専門人材の確保・育成に向けた調査を実施した。また、海事産業強化法に基づく計画認定制度について、造船・船用工業事業者による生産性向上や事業再編等を盛り込んだ事業基盤強化計画を令和6年度は10件、令和6年度末までの合計で42件(58社)認定し、造船業・船用工業の事業基盤強化等を支援した。(国土交通省)

・いち早い商用化に向けて、日中韓が競争を繰り広げるゼロエミッション船に関し、環境省と国土交通省の連携事業である「ゼロエミッション船等の建造促進事業」において、ゼロエミッション船等の建造に必要なエンジン、燃料タンク、燃料供給システム等の生産設備及びそれらの機器等を船舶に搭載するための設備等の整備への支援として令和6年度に16件の事業を採択した。(国土交通省、環境省)

④海洋科学技術の振興について、

1)経済安全保障重要技術育成プログラムにおいて、研究開発ビジョン(第一次)に示されたAUV、船舶向け通信衛星システム(衛星VDES)、先端センシング技術、量子技術等を用いた高精度航法・革新的センシング技術の海洋領域の案件について、研究開発を開始していることに加え、経済安全保障推進法に基づく指定基金協議会も設置し、社会実装を目指した伴走支援を行った。(内閣府)

2)AUV戦略の方針に沿って、AUVの活用が期待される現場でAUV利用効果を示し、課題を抽出するための実証試験を開始。公募により4件(3件+FS1件)を採択し洋上風力発電施設を含む水中インフラや船底の点検に資するAUV利用実証試験を実施。AUV等の特性を活かした試験により、3D画像等のデータの取得、AUV等の機能確認等を実施した。AUV等の位置・姿勢制御上の誤差要因、精度向上に必要な点、取得したデータの処理上の課題、作業効率向上に必要な点などが明らかになった。(内閣府)

・官民の議論の場である「AUV官民プラットフォーム(AUV官民PF)」を通じて、注力すべきユースケースや制度環境整備等の検討を行った。(内閣府)

・AUV等の社会実装に向け、利用実証を行うとともに「海における次世代モビリティに関する産学官協議会」を開催して検討を行った。(国土交通省)

イ 海洋状況把握(MDA)能力の強化

1)、4)「我が国の海洋状況把握(MDA)構想(R5.12)」に基づき、MDAの能力強化に向けた情報の集約・共有体制の強化に取り組んだ。(内閣府、外務省、農林水産省、国土交通省、防衛省)

1)、5)衛星データ等を活用したAI開発について、宇宙開発利用加速化戦略プログラムによる開発を終了し、内閣府総合海洋政策推進事務局の主管により運用できる体制を確立した。(内閣府)

2)海上自衛隊の艦艇3隻(護衛艦2隻、潜水艦1隻)、航空機5機(固定翼哨戒機1機、回転翼哨戒機4機)を就役させた。(防衛省)

・令和6年度には大型巡視船4隻、航空機2機が就役したほか、令和7年度以降の無操縦者航空機の本格的な運用に向けて、北九州空港に運用拠点を整備したことで、更なる海洋監視体制の強化を推進した。(国土交通省)

3)令和6年9月、情報収集衛星(レーダ8号機)の打上げを行った。(内閣官房)

・漁海況モデル構築のための水温情報の取得、赤潮移流過程の状況把握等に加えて、水温情報から予測される漁場位置推定とIUU漁業を含む外国漁船の動向把握について衛星情報を用いて行った。さらに、引き続き衛星情報の海況監視や気候変動観測への活用についてJAXAとの意見交換を行った。(農林水産省)

- 5)「我が国の海洋状況把握（MDA）構想（R5.12）」に基づき、関係省庁の密接な情報交換・共有や海洋状況表示システム「海しる」について、海域の利用等に資する情報の新規掲載やAPI提供情報の充実に取り組むとともに、機能強化に向けたシステム改修を行った。（内閣官房、内閣府、国土交通省）
- ・情報収集衛星で収集した画像に所要の加工処理を行った衛星画像を、「海しる」（政府部内用）へ提供した。（内閣官房）
- 6)ADMMプラスやWPNSをはじめとした多国間枠組の取組が進展しており、安全保障・防衛分野における協力・交流の重要な基盤として、地域における多国間の協力強化に取り組んだ。（防衛省）
- ・日米豪印の「海洋状況把握のためのインド太平洋パートナーシップ（IPMDA）と協調し、インド太平洋諸国のMDA能力構築支援を実施した。（外務省）
 - ・同盟国・同志国と連携して、国際会議において海における法の支配の重要性を発信した。（外務省）
 - ・同盟国・同志国等とのMDA連携を推進する方策について、国内外において意見交換を実施した。（内閣府）
 - ・日仏間、日米間における覚書等に基づき、MDAに関する情報共有を実施した。また、同盟国・同志国等とのMDAに関する情報共有体制及び連携強化のための協議を実施した。（国土交通省）
- 7)OSA（政府安全保障能力強化支援）を通じたシーレーン沿岸国軍への沿岸監視レーダー、警備艇等の供与を決定。また、政府開発援助（ODA）を通じた沿岸国海上保安機関への巡視船・警備艇等の供与、能力構築支援を実施中。また、日米豪印で取り組むMDAのためのインド太平洋パートナーシップ（IPMDA）とも協調し、インド太平洋のシーレーン沿岸国等に対する海洋状況把握や法執行能力強化のための訓練等を実施した。2月には海上保安庁職員及び航空機をマレーシアに派遣し、MDAに係る沿岸国への研修を実施した。（外務省）
- ・国連薬物・犯罪事務所（UNODC）から業務協力依頼を受け、タイ、パラオ、マレーシアで開催するMDA研修に講師として職員を派遣し、MDA能力向上支援を行った。（国土交通省）

ウ 国境離島の保全・管理

- 1)国境離島の状況把握に資するよう、情報収集衛星で収集した画像に所要の加工処理を行った衛星画像を内閣府へ提供した。（内閣官房）
- ・南鳥島周辺海域で賦存が確認されているレアアース泥に関し、第3期SIPにおいて令和7年度に予定されているレアアース泥揚泥管接続試験のために必要な揚泥関連機器および設備の製作を実施した。（内閣府）
 - ・特定離島である南鳥島について、環境調査に関する既存情報を整理するとともに、陸域の動植物調査を実施した（内閣府）
 - ・国境離島の保全・管理に資するため、測量用航空機等による国境離島の空中写真撮影及びフデ岩（沖縄県宮古島市）における三角点の整備を実施した。（国土交通省）
 - ・空中写真及び情報収集衛星等の活用により国境離島の状況を確認するとともに、国境離島の適切な保全・管理に資する関係省庁の取組について、情報共有・集約を行った。（内閣官房、内閣府、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省）
 - ・重点的な確認が必要な国境離島の選定等、国境離島の航空レーザ測量・空中写真撮影の実施に向けた実施計画を作成した。（内閣府）
- 2)有人国境離島法に基づく「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針」に則り、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金等の活用、離島のガソリン流通コスト対策事業、高度・多様な職業訓練機会の確保、港湾等の整備、有人国境離島地域における部隊の増強、携帯電話等エリア整備事業の活用等により、地域社会維持及び地域保全に努めた。（内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）

第4期海洋基本計画に基づく工程表（素案）

2. 持続可能な海洋の構築

(1) カーボンニュートラルへの貢献

我が国は「2050年カーボンニュートラル」や「2030年度温室効果ガス（2013年度比）46%削減、更に50%の高みに向けて挑戦を続けていく」といった高い目標を設定している。この目標の実現に当たって、海洋分野も重要な役割を果たしていくことが期待されている。

こうした状況の下、エネルギーシステム・産業構造の転換を海洋産業全体として進め、我が国の海洋産業の更なる競争力強化につなげていくべきであり、そのため、産学官連携の下、海洋政策のあらゆる手段を総動員して取り組む。

ア 脱炭素社会の実現に向けた海洋由来のエネルギーの利用

イ サプライチェーン全体での脱炭素化

ウ CO₂の回収・貯留の推進

【KPI】

a) 洋上風力発電の案件形成（現状：約510万kW（令和6年度末）、目標：1,000万kW（令和12年まで）・3,000～4,500万kW（令和22年まで）
※第7次エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）に基づく

b) 港湾脱炭素化推進計画が作成されている港湾数（現状：44港（令和6年度末）、目標：20港（令和7年度まで））

【海洋開発重点戦略の主な成果指標】

2030年までに1,000万kW、2040年までに3,000万kW～4,500万kWの案件形成を目指すとともに、改正法施行までに、適地選定のために不可欠なデータのうち特に重要なものについて、募集区域の指定に資するよう関係府省横断で活用できる形で整備する。

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
ア 脱炭素社会の実現に向けた海洋由来のエネルギーの利用	1) 領海・内水における洋上風力発電の活用、EEZ展開に向けた技術開発や法整備を含む環境整備					
	EEZ展開に向けた法整備 ・施行に向けた政省令の整備等					施行後 EEZにおける適地選定・案件形成
	適地選定のためのデータ整備、強靱な国内サプライチェーン形成に向けた取組					
	領海及び内水における適地選定・案件形成					
	2) 基地港湾の確保等による洋上風力発電事業の円滑な推進					
	3) 環境影響評価の円滑な実施					
イ サプライチェーン全体での脱炭素化	1) グリーン成長戦略 2050年カーボンニュートラルに向けた取組					
	ゼロエミッション船等の技術開発・実証					
	ゼロエミッション船等の国内生産基盤構築					
	2) カーボンニュートラルレポート（CNP）の形成の推進 港湾脱炭素化推進計画の作成（目標：令和7年度までに20港）					
ウ CO ₂ の回収・貯留の推進	CCSの適地開発の推進、事業環境整備の加速化等					

取組の現状

【主な取組の現状】

ア 脱炭素社会の実現に向けた海洋由来のエネルギーの利用

1) 洋上風力発電の排他的経済水域（EEZ）への拡大を実現するため、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を令和7年3月に国会に提出した。（内閣府、経済産業省、国土交通省、環境省）

- ・浮体式洋上風力発電に特化した目標の設定を含めた産業戦略の策定に向け「洋上風力の産業競争力強化に向けた浮体式産業戦略検討会」で議論を進めているところ。（経済産業省、国土交通省）
- 2) 基地港湾の一時的な利用に関する協議を行うための協議会制度の創設等を位置づけた「港湾法等の一部を改正する法律」を令和7年2月に国会に提出した。（国土交通省）
 - 3) 令和6年3月に中央環境審議会総合政策部会「風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会」から得た答申の内容を、令和7年3月に閣議決定された、我が国の排他的経済水域（EEZ）における洋上風力発電設備の設置に関する制度を創設し、海洋環境等の保全の観点からの環境大臣による調査を実施する仕組みを導入する法案に盛り込んだ。（環境省）

イ サプライチェーン全体での脱炭素化

- 1) グリーンイノベーション基金「次世代船舶の開発」プロジェクトにおいて、令和6年8月、国産エンジンを搭載した世界初の商用アンモニア燃料船（タグボート）が竣工した。（国土交通省）
 - ・船舶における環境負荷の低減として、経済産業省と国土交通省の連携事業である「運輸部門におけるエネルギーの使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業費補助金（内航船革新的運航効率化・非化石エネルギー転換推進事業）」において、（1）ハード対策（省エネ船型、高効率プロペラ、高効率エンジン等）とソフト対策（運航計画・配船計画の最適化等）の組合せによる船舶の省エネルギー化を目指す実証事業や（2）（1）の省エネルギー化に加えて水素燃料電池、バッテリー等の導入による非化石エネルギーへの転換を目指す実証事業として、計13件の事業を実施した。（経済産業省、国土交通省）
 - ・環境省と国土交通省の連携事業である「海事分野における脱炭素化促進事業（LNG・メタノール燃料システム等の導入支援事業）」を活用し、LNG・メタノール燃料システム及び低CO2排出機器を組み合わせた先進的な推進システムの普及を図る技術実証として4件の事業を実施した。（国土交通省、環境省）
 - ・環境省と国土交通省の連携事業である「ゼロエミッション船等の建造促進事業」において、ゼロエミッション船等の建造に必要なエンジン、燃料タンク、燃料供給システム等の生産設備及びそれらの機器等を船舶に搭載するための設備等の整備への支援として令和6年度に16件の事業を採択した。（国土交通省、環境省）
 - ・国際海運分野について、IMOにおいて2023年に合意された「2050年頃までに温室効果ガス（GHG）排出ゼロ」等の目標を達成するための新たなルールの策定に向けた検討を進めた。（国土交通省）
- 2) CNPの形成を促進するため、港湾法に基づき港湾管理者が作成する港湾脱炭素化推進計画について、計画の作成に対する補助、助言等による支援を行った。港湾のターミナルの脱炭素化については、横浜港・神戸港における水素を燃料とする荷役機械の実証事業について手続きや機材調達等を進めたほか、船舶に陸上電力を供給する設備の導入、低炭素型荷役機械の導入等を推進した。また、これらの取組を見える化し港湾のターミナル全体の脱炭素化を促進するため、CNP認証を創設した。海運の脱炭素化については、メタノールバンカリング拠点の形成に向けた検討会開催による知見取りまとめ、大阪湾・瀬戸内地域のLNGバンカリング船などLNGバンカリング拠点の整備等を推進した。更に、CNPの形成に資する水素等の受入環境整備に向けた取組については、水素等サプライチェーンの構築の促進のため、水素・アンモニア等の受入環境整備に関するガイドライン作成等に取り組んだ。（国土交通省）

ウ CO₂の回収・貯留の推進

- ・CCSについて、二酸化炭素の分離回収、輸送、貯留及び海洋環境保全とネイチャーポジティブ（自然再興）に資するモニタリングなど各技術要素に関する技術実証を実施した。（環境省）
- ・公共の安全を維持し、海洋環境の保全を図りつつ、事業環境を整備するために必要な貯留事業等の許可制度等を盛り込んだ「二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）」が令和6年5月に成立・公布された。（経済産業省、環境省）
- ・令和6年5月に成立した「二酸化炭素の貯留事業に関する法律」（CCS事業法）に基づき、北海道苫小牧市沖を特定区域として指定するとともに、2030年からのCCS事業開始に向け、事業環境整備を進めた。また、「先進的CCS事業」に対し試掘等の貯留地開発やCCSバリューチェーン全体への一体的な支援を行うとともに、CCS適地開発を促進するため、地質構造調査等を実施した。加えて、低温・低圧での液化CO2船舶輸送実証、CO2分離・回収技術、貯留安全性の向上に関する技術の研究開発等を進めた。（経済産業省）

第4期海洋基本計画に基づく工程表（素案）

2. 持続可能な海洋の構築

(2) 海洋環境の保全・再生・維持

海洋は、生物の多様性の確保や我々の豊かで潤いある生活を支えるかけがえのないものであり、このような恩恵は、複雑かつ多様で常に変化する海洋環境に支えられている。また、海洋は、大気と相互に影響を及ぼしあう等気候に大きな影響を与えていることに加え、地球温暖化の要因とされるCO₂等の温室効果ガスを吸収する機能がある一方、地球温暖化に伴う海水温上昇や、海洋酸性化等の影響を受けている。そして、陸域における社会経済活動の拡大により、水質汚染やプラスチックを含む海洋ごみ等、地球規模で様々な影響を受けており、一旦海洋環境や生態系が損なわれるとその回復を図ることが非常に困難である。

このため、我が国は、従来から様々な国際的な枠組みの下で国際社会と連携し、海洋環境や生態系の維持・保全に関する国内外の取組を進めてきたところであり、今後も状況の変化に対応し、保全から更に進んで再生（回復を含む）に向けたより複雑で高度な取組を進めていく。また、自然生態系と調和した海洋環境の利用も重要であり、SDGs等の国際的イニシアチブを基にした海洋環境の保全、豊かな海づくりの推進及び沿岸域の総合的管理の推進の3つの観点から、海洋環境の保全・再生・維持を図っていく。

ア SDGs等の国際的イニシアチブを基にした海洋環境の保全

イ 豊かな海づくりの推進

ウ 沿岸域の総合的管理の推進

【KPI】

・管轄権内水域における海洋保護区・保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の割合（現状：13.3%（令和4年度末）、目標：30%（令和12年まで））

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
ア SDGs等の国際的イニシアチブを基にした海洋環境の保全	1)海洋保護区等の設定の推進					
	2)サンゴ礁、藻場、干潟等の保全・再生・創出の推進					
	3)プラスチック汚染に関する条約交渉の結果も踏まえつつ、プラスチックを含む海洋ごみに係る実態把握、発生抑制対策、国際連携を総合的に推進					
イ 豊かな海づくりの推進	1)閉鎖性海域の環境保全に向けた調査研究、方策検討等の取組の推進					
	2)森・里・川・海などを活かした里海づくりに取組み、国民の理解増進や海岸空間の保全等					
	3)戦略的に里海づくりの基盤構築に取組み、資源の利活用や多様な主体者との連携等を推進し沿岸域の総合的管理にも貢献					
ウ 沿岸域の総合的管理の推進	1)総合的な土砂管理の推進・海岸協力団体制度の活用等を通じた海岸空間の保全等					
	2)陸域から海域への汚濁負荷の削減・管理					

取組の現状

【主な取組の現状】

ア SDGs等の国際的イニシアチブを基にした海洋環境の保全

1)、2)海域における自然共生サイトの認定を進めるとともに、30by30の達成に向けて、海域におけるOECMの設定に関する検討を進めている。また、モニタリングサイト1000のサンゴ礁（23か所）、磯・干潟・アマモ場・藻場（28か所）、干潟の指標生物であるシギ・チドリ類（139か所）、砂浜の指標生物であるウミガメ（33か所）において、生物及び物理環境に係るモニタリング調査を実施し、結果を公表した。（環境省）

2)2023年12月に改訂した藻場・干潟の効果的な保全・創造を推進するための国の基本的な指針である「藻場・干潟ビジョン」に基づき、都道府県が策定する各海域のビジョンへの反映を進めるとともに、海域の特性を踏まえ、ハード・ソフト施策の一体的な保全・創造対策の推進に努めた。（農林水産省）

3)関係省庁（内閣官房、内閣府、消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等）と協力して「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」等を踏まえ、削減に向けた実態把握、回収処理、発生抑制対策に取り組むとともに2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」及び2023年のG7広島サミットにおいて合意したプラスチック汚染に関する取り組みの実現に向けて、国連環境計画

等の国際機関とも協力し、海洋プラスチックごみの流出防止策に必要な科学的知見の蓄積支援及びモデル構築支援等、途上国における環境上適正なプラスチック廃棄物管理・処理支援等にも取り組んだ。「マリーン・イニシアティブ」を打ち出した2019年以降、これまでに3万人以上の廃棄物管理人材を育成した。（外務省、環境省）

イ 豊かな海づくりの推進

- 1)全国88の閉鎖性海域を対象に、水質汚濁防止法に基づき、窒素及びりんに係る排水規制を実施するとともに、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明海・八代海等において陸域からの汚濁負荷量の把握や水質等を把握するための調査を実施した。（環境省）
- 2)藻場・干潟の保全・再生と地域資源の利活用の好循環を創出し、藻場・干潟がもつ多面的機能を最大限発揮することを目指す「令和の里海づくり」モデル事業を通して、藻場・干潟の保全等と地域資源の利活用に令和4年度から取り組んでおり、令和6年度は、藻場・干潟の保全等や、地域資源を活用した海洋教育やエコツアーなどに取り組む19団体を選定し、必要な経費の支援や事業実施の伴走支援等を行った。（環境省）
- 3)さらに、今後の里海づくりのあり方に関わる検討会における議論、これまで得られた成果および課題をふまえて、令和7年度からは、より関係省庁や関係団体、地域などとも連携を強化し、複数年にわたり戦略的に里海づくりに取り組み、良好な里海の保全・再生・創出、里海における資源の利活用と好循環の形成、地域の主体性を重んじた多様な主体の参加と連携による豊かな海づくりを実現する。あわせて、資金だけでなく科学的知見の充実、情報共有の場づくりなどを通じて、戦略的に「令和の里海づくり」を推進することで、沿岸域の総合的管理にも貢献した。（環境省）

ウ 沿岸域の総合的管理の推進

- 1)地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実を目指すため、26の海岸協力団体が指定されており、更なる活動の活性化を図るため、海岸協力団体との意見交換会を開催した。（農林水産省、国土交通省）
・土砂の流れの変化に起因する土砂供給の減少による影響に対する問題が起きている沿岸域において、土砂移動のメカニズムを把握し、土砂管理に関する事業の連携方針や、適正な土砂管理に向けた総合土砂管理計画の策定を行い、関係者が連携し、方針・計画に基づき総合的な土砂管理の取組を推進しており（令和7年3月時点では、全国で総合土砂管理計画等が10計画策定されている）、個別事案への対応としても、ダムでは排砂バイパスの設置やダム下流への置き土、山地では適切な土砂を下流へ流すことのできる透過型砂防堰堤の設置や既設砂防堰堤の透過化型への改良、河川では河川砂利採取の適正化、海岸では砂浜の回復を図るため、サンドバイパスや離岸堤の整備等侵食対策を実施した（国土交通省）
- 2)汚水処理未普及人口の解消に向け、循環型社会形成推進交付金を活用して単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに（環境省）、農業集落排水施設の普及、更新整備及び省エネルギー技術等の導入について、関係自治体と連携して推進した。（農林水産省）
また、「瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律」（R4.4施行）では、関係府県において栄養塩類管理計画を定めることにより順応的管理のもとでの栄養塩類の供給ができるようになり、これを踏まえ、同計画を策定する関係府県の計画策定・改訂に対する補助制度により、関係府県の取組を支援した。さらに、同計画の策定に当たって実施する水質予測について、モデルによるシミュレーションを簡易に行うことができるよう、専門的な既存のモデルを拡張し、視覚的で簡単に操作できる機能（ユーザーインターフェース）を追加した水質予測システムを構築した。（環境省）
加えて、漁業生産力の低下が懸念される海域においては、栄養塩類と水産資源の関係の定量的な解明、適正な栄養塩類管理モデルの構築、赤潮により色落ちの被害が発生した海藻類への適切な栄養塩類供給手法の開発に向けて調査を行い知見の取得に取り組んだ。（農林水産省）

第4期海洋基本計画に基づく工程表（素案）

2. 持続可能な海洋の構築

(3) 水産資源の適切な管理

水産資源は再生可能な資源であり、適切な管理による持続的な利用が食料安全保障の観点からも重要であるため、「水産基本計画」（令和4年3月閣議決定）等に即し、海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理を着実に実施していく。

具体的には、「資源管理の推進のための新たなロードマップ」等に従い、MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価に基づくTAC（漁獲可能量）管理の推進、IQ（漁獲割当て）管理の導入等、科学的知見に基づいた新たな資源管理を推進する。

また、不漁等海洋環境の変化が資源変動に及ぼす影響に関する調査研究を進めるとともに、ICTを活用したスマート水産業による海洋環境や漁獲情報の収集等、迅速かつ正確な情報収集とこれに基づく気候変動の的確な把握、これらを漁業現場に情報提供する体制構築を図る。さらに、実効性ある資源管理のために、国内漁業者等に対する監視体制の強化や外国漁船等の違法操業取締り等に取り組む。

【KPI】

・漁獲量（現状：289万トン(令和5年)、目標：平成22年と同程度（444万トン）まで回復(令和12年度まで)）

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)		
水産基本計画に従った取組 の推進								

取組の現状

【主な取組の現状】

TAC資源の拡大について、令和6年1月からカタクチイワシ及びウルメイワシ対馬暖流系群が、同年7月からマダラの4つの資源（本州日本海北部系群、本州太平洋北部系群、北海道太平洋及び北海道日本海）が、令和7年1月からカタクチイワシ太平洋系群、瀬戸内海系群及びマダイ日本海西部・東シナ海系群が、同年4月からブリが新たにTAC管理対象となった。

また、IQ管理については、令和5年度までにTAC資源を主な漁獲対象とする大臣許可漁業に原則導入することとしており、令和5管理年度までに、ミナミマグロ、大西洋クロマグロ及びクロマグロ（大型魚）のかつお・まぐろ漁業、サバ類、マイワシ及びクロマグロ（大型魚）の大中型まき網漁業、クロマグロ（小型魚及び大型魚）のかじぎ等流し網漁業等、スルメイカの大規模許可いか釣り漁業並びにサンマの北太平洋さんま漁業において、IQ管理を導入した。（農林水産省）

第4期海洋基本計画に基づく工程表（素案）

2. 持続可能な海洋の構築

(4) 取組の根拠となる知見の充実・活用

持続可能な海洋の構築に向けて地域や地球規模の海洋問題を解決するためには、国際ルールの遵守に加え、海洋の状況を適切に把握し、海洋の諸現象をよりよく理解することも欠かせない。なぜなら、これらの国際ルールは、科学的知見を基盤として形成されているからである。

このため、観測データを活用した気候変動等の影響の把握と海洋生態系の保全・利用に向けた研究が重要であり、また、観測データの共有・活用の世界規模の枠組みへの貢献や国際的イニシアティブに基づいて各国の取組を促進させる。そして、この分野での我が国政府開発援助（ODA）による知見の蓄積と提供等の協力を今後も引き続き強化していく。

これらの視点を踏まえて、北極・南極を含めた全球観測の実施、海洋生態系の理解等に関する研究及び世界規模の枠組みへの貢献の3つの観点から取組の根拠となる知見の充実・活用を推進する。

ア 北極・南極を含めた全球観測の実施

イ 海洋生態系の理解等に関する研究の推進・強化

ウ 世界規模の枠組みへの貢献

【KPI】

・海洋環境や海洋生態系に関する観測データの集積（現状：海洋生物多様性データベース（BISMaL: Biological Information System for Marine Life）※が統合・公開した日本周辺海域における調査研究に基づく生物出現記録数 382万件（令和5年度）、目標：600万件（令和12年度まで））

※ 海洋の生物多様性情報（いつ・どこに・何という種が・どれ位・いた/いなかった）を扱うデータシステム。日本周辺の海洋生物を主な対象とした情報の収集公開を目的に構築・運用されている。

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
ア 北極・南極を含めた全球観測の実施	1) 海洋調査船等の調査システムの着実な整備及び新たな調査機器の開発・新技術の導入					
	2) 北極域・南極域における観測・研究の実施					
イ 海洋生態系の理解等に関する研究の推進・強化	海洋生態系データの拡充・利用拡大					
	1) 国際的な海洋観測計画及び海洋情報交換の枠組への参画					
ウ 世界規模の枠組みへの貢献	2) カーボンニュートラルの実現に向けた革新的技術の研究開発					
	ブルーカーボン生態系によるGHGの吸収・固定量の算定方法の確立、我が国のインベントリへの反映、国際的ルール形成の主導					
	吸収源としての期待が大きい沖合のブルーカーボンについて、関係省庁連携や官民連携による推進体制を構築して検討					
	藻場(海草・海藻)にかかる我が国GHGインベントリへの反映					

取組の現状

【主な取組の現状】

ア 北極・南極を含めた全球観測の実施

1) 気候変動、海洋酸性化等の地球規模の変動の実態を把握するため、海洋調査船、フロート、水中グライダー、人工衛星等による継続的な観測を実施した。（文部科学省、国土交通省、環境省）

・北極域研究加速プロジェクト（ArCS II）において、北極域の環境変化と実態把握のため、大気観測や海洋観測等を実施した。また、南極地域観測事業において、地球環境変動の解明等に向けて氷床融解メカニズムと物質循環変動の調査・観測等を実施した。（文部科学省）

2) 気候変動に関する最新の自然科学的知見を総合的に取りまとめた「日本の気候変動2025」を作成・公表した。（文部科学省・国土交通省）

・アメダス等で観測された気象データにより、気温や降水量、猛暑日・大雨日数などの長期変化に関する情報を作成・公表した。また、大雨等の極端現象の発生頻度等に関する情報を更新・公表した。（国土交通省）

・観測データ等を活用し、気候変動メカニズムの解明や高精度な気候予測データの創出等を目的として、気候モデルの開発等を実施（気候変動予測先端研究プログラム）した。（文部科学省）

イ 海洋生態系の理解等に関する研究の推進・強化

- ・海洋生物多様性情報システム（OBIS）へ約250,000件のデータ提供（累計で約4,030,000件）を行うとともに、利用促進を行った。（文部科学省）
- ・モニタリングサイト1000では、沿岸域、サンゴ礁及び小島嶼に設置された調査地点において、シギ・チドリ類、底生生物、海藻、造礁サンゴ、海鳥などの指標生物、周辺植生及び物理環境などのモニタリング調査を実施し、調査結果を公表した。（環境省）
- ・令和3年度から開始した「海洋生物ビッグデータ活用技術高度化」事業において、ビッグデータから新たな知見を見出していくため、外部評価委員会の実施等を行った。（文部科学省）

ウ 世界規模の枠組みへの貢献

- 1)国際海洋炭素観測連携計画（IOCCP）、全球海洋各層観測調査プログラム（GO-SHIP）に参画し、長期的・継続的な海洋の観測を実施するとともに、海洋データの交換を行った。（文部科学省、国土交通省）
 - ・アルゴ計画に参画し、文部科学省は通常フロート、大深度フロート、BGCフロートを計25台新規に投入し、既存のフロートと合わせて5,731のプロファイルを取得した。気象庁は、運用中のアルゴフロートから3,638プロファイルを取得した。（文部科学省、国土交通省）
- 2)ブルーカーボン生態系によるCO₂の吸収・固定量を的確に算定するための科学的知見の集積を進めた。2024年4月の国連への温室効果ガスインベントリの報告では、世界で初めて、ブルーカーボン生態系の一つである海草藻場及び海藻藻場における吸収量を合わせて算定し、合計約35万トンの値を報告した。更に2025年2月に閣議決定した地球温暖化対策計画においては、「ネイチャーポジティブや水環境保全、気候変動適応など多面的価値を有するブルーカーボンに関する取組を積極的に進める」ことを定め、沿岸部における藻場・干潟の保全・再生・創出の取組に加え、吸収源としての期待が大きい沖合のブルーカーボンについても関係省庁連携や官民連携による推進体制を構築し、検討を進めることとした。（農林水産省、国土交通省、環境省）。

第4期海洋基本計画に基づく工程表（素案）

3. 着実に推進すべき主要施策の基本的な方針

(1) 海洋の産業利用の促進

「海洋の産業利用の促進」とは、海洋環境の保全との調和を図りながら、海域において行われる海運、水産、資源・エネルギー開発等の様々な経済活動及びそこに製品・サービスを提供する産業の活動を拡大することで、海洋の開発・利用による富と繁栄を目指す活動である。

水産業については、増大するリスクも踏まえた成長産業化及び地域を支える漁村の活性化を図るため、「水産基本計画」等に即し、複合的な漁業への転換等の漁船漁業の構造改革、沖合養殖の拡大等による養殖業の振興、地域資源と既存の漁港施設を最大限に活用した海業(うみぎょう)等の取組を推進する。これに加え、横断的な施策として、みどりの食料システム戦略、スマート水産技術の活用やDX、カーボンニュートラルへの対応等を推進する。

さらに、海洋の産業利用を促進していくためには、観光を含め海洋を使う様々な産業分野を開拓していくことや、我が国の離島における経済振興等も重要である。また、海洋産業を巡る様々な問題の解決に当たって、官民を挙げた戦略的な取組の促進、企業間交流の支援が必要である。

【KPI】

・漁港における新たな海業等の取組件数（現状：151件（令和5年度末）、目標：500件(令和8年度末)）

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
造船、海運、基盤整備等については1(2)ア等に記載						
(水産)	1)漁港における海業等を推進するための仕組みづくり、制度の見直し		漁港における海業等の推進、関係省庁・自治体等との連携体制の構築、広報の強化等			
	2)浜の活力再生プランの見直し		漁港における新たな海業等の取組件数（目標：令和8年度までに、500件）			
	3)みどりの食料システム戦略に基づく取組の推進		新たな浜の活力再生プランの着実な推進による漁業者の所得向上			
	衛星利用による漁場探索の効率化		GOSAT-GWの本格活用に向けた検証			
	GOSAT-GWの本格活用に向けた情報収集		GOSAT-GWの本格活用に向けた検証		GOSAT-GWの観測情報の本格活用	

取組の現状

【主な取組の現状】

- 令和6年（2024年）4月1日に施行された「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律」により漁港施設等活用事業を創設し、海業の推進に取り組む地方公共団体、漁協、民間事業者等に対して、「海業の推進に取り組む地区」を全国から募集し、その取組を推進するべく個別に助言・指導を行ったほか、「海業推進全国協議会」において優良な取組事例として発表の機会を設けるなど普及・横展開を図った。（農林水産省）
- 「浜の活力再生プラン」について、令和6年度で終期を迎えるプランにおいて、今期の取組を評価した上で、新たに海業による漁業外所得確保の取組や、地域の将来を支える人材の定着等の幅広い地域活性化の取組を位置づけを可能とした浜プランの見直しを踏まえた新たなプランへの更新を順次進めた。（農林水産省）
- 持続可能な食料システムの構築に向け、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定（R3.5）し、令和12年（2030年）までに漁獲量を平成22年（2010年）と同程度である444万トンまで回復することや2050年カーボンニュートラルの実現等が盛り込まれている。水産関係としては、ロードマップに盛り込まれた工程を着実に実現すべく取組を進め、漁獲量444万トンへの回復に向け、資源管理をする上で新たに浮かび上がった課題の解決を図りながら、資源の維持・回復に取り組んだ。また、環境負荷低減への対応として、衛星利用による漁場探索の効率化、省エネ機器の導入等による燃油使用料の削減を図るとともに、海草・海藻類を対象として藻場の二酸化炭素固定効果の評価手法を開発し、その手法で算定した結果をインベントリとして国連に報告するなど、各種施策の推進に努めた。（農林水産省）

第4期海洋基本計画に基づく工程表（素案）

3. 着実に推進すべき主要施策の基本的な方針

(2) 科学的知見の充実

海洋科学技術・イノベーションは、我が国の経済・社会の発展、経済安全保障のみならず、自然災害や気候変動への対応、海洋環境・海洋生態系の保全等の地球規模課題やSociety 5.0の実現にも貢献する。また、人類のフロンティアである深海や極域の研究の推進は、国民に科学への興味と関心を抱かせるとともに、人類の知的資産の拡大にも貢献する。このため、中長期的視点に立ち基礎研究を推進する。

また、海洋と宇宙との連携、AI・量子等の他分野との融合等を含めた最先端の研究開発を推進するとともに、市民参加型科学の推進を始めとする「総合知」の活用により、研究開発で得られた知見・技術・成果の社会還元・実装を進めていく。この際、国内外の社会情勢や科学技術の変化に柔軟に対応する。

ア 海洋調査・観測体制の強化

イ 基盤技術、共通技術等による海洋科学技術の振興

ウ 市民参加型科学の推進

【KPI】

a)海洋調査の実施件数（現状：約2,800件（実績）（平成30年度からの5年間累計）、目標：約2,800件を確保（令和5年度からの5年間累計））

b)アルゴフロートによるプロファイル数（現状：11,403/年（平成29年度～令和3年度実績の5年分の平均値）、目標：11,500/年（令和5年度～令和9年度実績の5年分の平均値））

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	
		令和5年度戦略目標「海洋とCO ₂ の関係性解明と機能利用」の下での戦略的創造研究推進事業の実施					
ア 海洋調査・観測体制の強化		1)技術開発も含めた海洋観測網の維持・強化、定期的・持続的・包括的な海洋調査・観測の実施					
		2)海洋調査船等の調査システムの着実な整備及び新たな調査機器の開発・新技術の導入					
		3)精密な地理空間情報の整備のための水路測量・測地観測等の実施					
イ 基盤技術、共通技術等による海洋科学技術の振興		1)「AUV戦略」の策定	「AUV戦略」の実施				
		2)高精度・効率的な観測・探査に向けた通信技術、センサー等の研究開発					
		3)海洋調査船、無人探査機、有人探査船、試験水槽、スーパーコンピュータ等の研究プラットフォームの整備・運用					
		4)「海の次世代モビリティ」の利用実証、ユースケース開拓	普及戦略の策定、地域との連携による効果実証、利用環境整備等				
ウ 市民参加型科学の推進		「市民参加による海洋総合知創出手法構築プロジェクト」の実施					

取組の現状

【主な取組の現状】

ア 海洋調査・観測体制の強化

1)線状降水帯による大雨の予測精度の向上を図るため、海洋気象観測船、測量船や民間船舶による海上水蒸気観測を引き続き実施した。（国土交通省）

・海洋気象観測船、アルゴフロート、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計による海洋観測を実施した。このうち、海洋気象観測船やアルゴフロートにより、北西太平洋域における長期的・継続的な海洋観測を実施した。（国土交通省）

・自動昇降型漂流ブイのアルゴフロート、漂流フロートの投入、時系列観測係留ブイの設置、船舶による観測等を組み合わせ、大気から海洋までの統合的な海洋の観測網の構築を進めた。（文部科学省）

2)JAMSTECでは、無人探査機「かいこう」のランチャーレス運用の実用化に向けて、令和5年度の「新青丸」に続き、令和6年度は「かいめい」においても公募機器としての供用を開始した。（文部科学省）

3)測量船に搭載されたマルチビーム測深機による海底地形調査や音波探査装置による地殻構造調査等を実施した。（国土交通省）

イ 基盤技術、共通技術等による海洋科学技術の振興

- 1)2023年12月に策定した「AUV戦略」の方針に沿って、AUV実証試験を実施しその利用効果や課題を抽出した。また、官民の議論の場であるAUV官民PFを通じて、注力すべきユースケースや制度環境整備等の検討を行った。（内閣府）
- 2)コスト削減、並びに民生分野を含む「自律型無人探査機(AUV)」(UUV)の研究開発の効率化等を見据えて、ハード/ソフトウェアおよびインターフェース等の共通化を図った長期運用型UUV(試作品)の性能確認試験を実施した。（防衛省）
 - ・JAMSTECでは、標準化を見据えた深海センサーの開発や、気候変動研究に資する観測を、SIトレーサブルな基準に基づいて行うことができる体系の確立に継続して取り組んだ。（文部科学省）
- 3)JAMSTECでは、保有する船舶・探査機、スーパーコンピュータ等のファシリティを活用して、調査から予測まで一体的に実施している。さらに、スーパーコンピュータを運用している研究機関との情報交換を行いつつ、2021年から運用を開始した第4世代の地球シミュレータの運用を行った。（文部科学省）
- 4)沿岸・離島地域が抱える課題解決のために活用が期待される海の次世代モビリティ（ASV（小型無人ボート）、AUV（自律型無人潜水機）、ROV（遠隔操作型無人潜水機）等）について、令和3年度から計22件の実証実験を実施。6年度には「海における次世代モビリティに関する産学官協議会」において、更なる社会実装に向けた課題の整理を行った。（国土交通省）

ウ 市民参加型科学の推進

- ・海洋分野における総合知を創出するための手法の構築のため、外部評価委員会と採択機関における意見交換等を行うことで、これまでの取り組み状況を確認するとともに、成果の創出に向けた今後の取り組みの在り方について検討等を行った。（文部科学省）

第4期海洋基本計画に基づく工程表（素案）

3. 着実に推進すべき主要施策の基本的な方針

(3) 海洋におけるDXの促進

現在、我が国の様々な分野においてDXが進められている。海洋におけるDXは、海域で発生する自然災害の防災・減災、海洋産業における利用、包括的・持続的な海洋調査・観測を含めた科学的知見の充実等に不可欠のものである。

DXの要はデータであり、データは新産業を産み出す基盤となり得るものである。既に国際海運や養殖を含む水産業等で、データサイエンスを活用した産業が勃興しつつある。産学官でまずは利用してみるという姿勢で、海洋に関するデータの共有・利活用を加速し、データ解析・分析手法の開発も行いながら、膨大な海洋データを用いたデータ駆動型研究を推進することで、付加価値をもった情報を基にしたイノベーションを創出する。

ア 情報インフラ及びデータ解析技術の整備

イ データの共有・利活用の促進

【KPI】

・海洋状況表示システム「海しる」のアクセス件数、API公開項目数、API利用件数（再掲）（現状：アクセス件数（平均値）：12,100件/日、API公開項目数：96件（令和6年度）、API利用件数（平均値）：8,100件/日（令和6年1月～12月）、目標：令和4年の2倍（令和9年まで））

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	
ア 情報インフラ及びデータ解析技術の整備	1)スーパーコンピュータ、大容量の観測データ通信に必要な基盤技術等の整備・運用						等
	2)海洋のデジタルツインの構築						
イ データの共有・利活用の促進	1)「データ統合・解析システム（DIAS）」の運用・利用拡大						等
	DIASの解析環境を利用した共同研究課題の実施						
	2)海洋状況表示システム「海しる」等を活用した海洋情報の共有体制の強化						
3)サイバーセキュリティの対策の実施							等

取組の現状

【主な取組の現状】

ア 情報インフラ及びデータ解析技術の整備

1)地球科学研究の発展のため、スーパーコンピュータ「地球シミュレータ」の運用、ならびに利用者への技術支援、機器類の整備・更新を進めているほか、この地球シミュレータを用いて文部科学省の気候変動予測先端研究プログラムにおける気候モデルの開発等の他、台風や地震などの自然現象理解に資する研究や防災策に資する研究等を行った。各研究では高度な数値計算の他、AI技術等が取り入れられており、先端的な融合情報科学研究を進めた。（文部科学省）

・自動海洋観測ブイのアルゴフロート、漂流フロート、係留ブイ、船舶による観測等を組み合わせ、統合的な海洋の観測網を構築している。また、ブイ、船舶、衛星等により得られた観測データを収集、同化し、波浪、水温、海流等の解析を実施するとともに、得られた解析値を数値予報モデルの初期値として活用した。（国土交通省）

2)観測データと大規模シミュレーションによる海洋デジタルツインの研究開発として、海ごみデジタルツインの構築、データ連携ソフトウェアの開発等を行った。（文部科学省）

イ データの共有・利活用の促進

1)DIAS（データ統合・解析システム）を長期的・安定的に運用するとともに、地球環境データ（地球観測データ、気候予測データ等）を活用した気候変動対策、防災等の地球規模課題の解決に貢献する研究開発を実施した。また、DIASの解析環境を利用する共同研究課題を実施するとともに、得られた成果を公表した。（文部科学省）

2)「海しる」の機能強化及び一層の海洋データ連携の強化のため、自発的な発展が可能なコミュニティを官民で形成すべく、コンテストやワークショップ、シンポジウムを開催する等、まずは普及の観点から取組を実施した。（内閣府）

3)自動運航船の2030年頃までの本格的な商用運航の実現を目指し、2024年6月に設置した「自動運航船検討会」を通じて国内制度の検討・整備を進めた。また、国際海事機関(IMO)における国際ルール策定作業を主導した。（国土交通省）

第4期海洋基本計画に基づく工程表（素案）

3. 着実に推進すべき主要施策の基本的な方針

(4) 北極政策の推進

我が国の北極政策の三つの柱（研究開発・国際協力・持続的な利用）を今後も推進していく。

具体的な取組としては、観測の空白域の解消に資する北極域研究船の着実な建造や北極域研究加速プロジェクト（ArCS II）等による観測・研究・人材育成の推進、国際連携による観測データの共有の推進、先住民との連携強化、北極海航路に関する情報収集と産学官協議会を通じた情報提供、関係する各分野での国際ルール形成への貢献及び水産資源の保存管理に係る国際枠組みの実施の促進等を着実に進める。

特に、北極域研究船については、完工後速やかに運用できるように国際研究プラットフォームとしての利活用方策や航行計画を検討する。

また、これらの取組を二国間協議や国際会議の場で発信することで、日本のプレゼンスの向上を図る。

【KPI】

・北極域研究船の建造時期（現状：令和3年度着工、目標：令和8年度就航）

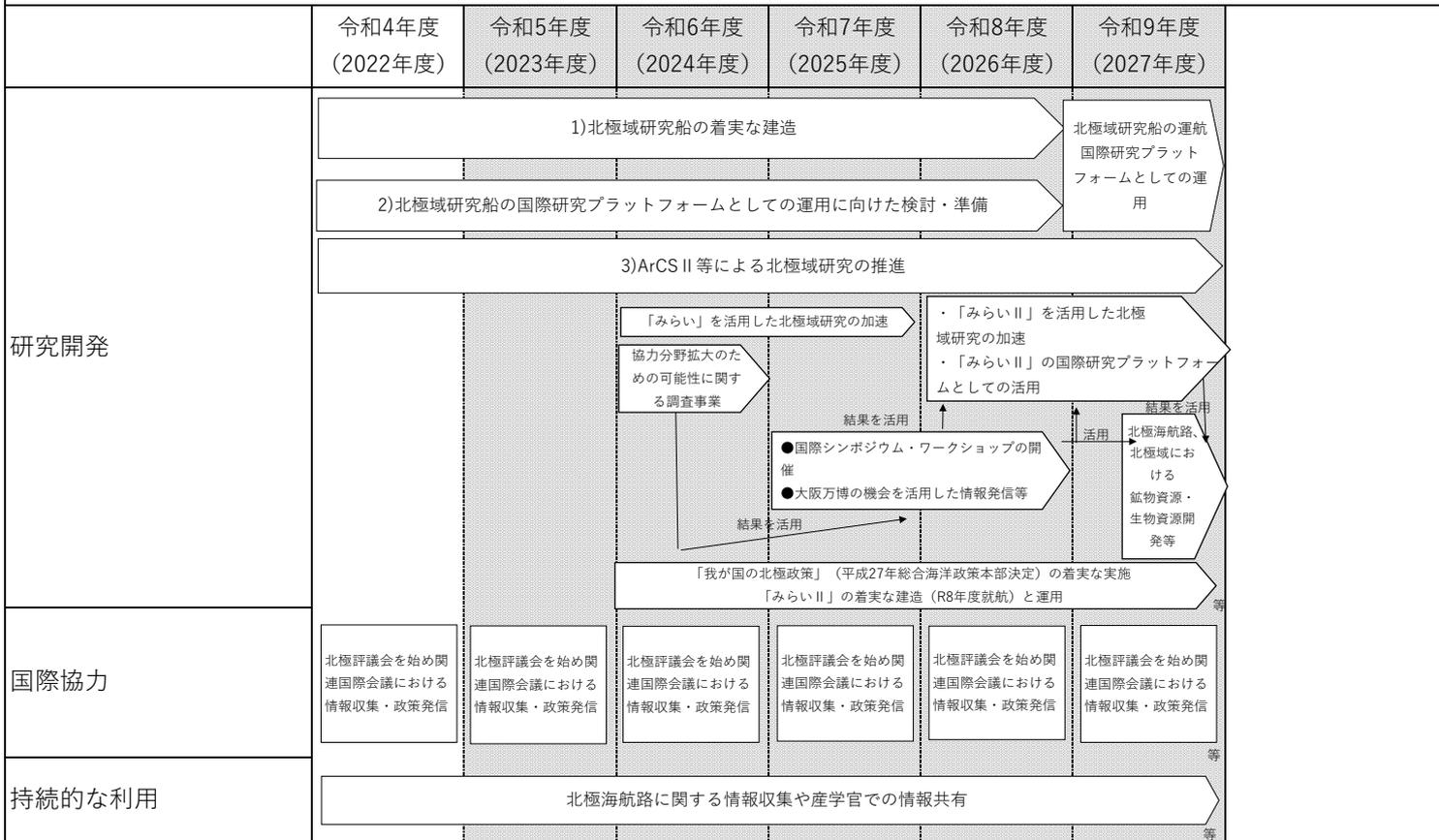
【海洋開発重点戦略の主な成果指標】

我が国の北極政策に対する理解促進及び関係各国との連携強化を図るため、令和6（2024）年度までに、北極圏国や北極圏外の関心を持つ10か国・地域以上を対象として、ポテンシャルのある北極関連の各分野の専門家やステークホルダーを特定、令和7（2025）年度及び令和8（2026）年度には、同対象国等を対象とした国際シンポジウム・ワークショップを各年度2回以上開催する。

また、令和8（2026）年度の「みらいII」の就航以降、国際的な観測計画において、各国の機関との調整、若手研究者等の参加促進、情報発信等に中核的な役割を果たすとともに、共同観測に参画し、実施後のデータ共有・利活用を促進すること等により、国際研究プラットフォーム化を実現していく。このうち、若手研究者等の参加促進に関しては、国際研究プラットフォームとして、「みらい」及び「みらいII」へ乗船した国内外の若手（40歳以下）の研究者、技術者等の人数を、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの累計で200名程度とする。

令和9（2027）年には、国際北極科学委員会（IASC）が主催する研究コミュニティの年次会合であるArctic Science Summit Week（ASSW）を日本で開催し、北極研究に関する国際的な協力・協働等について議論する。

これらの成果を活用するとともに、関係各国との協調・連携を強化していくことで北極海航路や北極域における鉱物資源・生物資源の開発等につなげる。



取組の現状

【主な取組の現状】

- 研究開発
- 1)令和8年度の北極域研究船「みらいII」就航に向けて、令和3年度から建造に着手し、令和5年度は各種設計を概ね完了、加工を開始し、令和6年度には進水を行う等、建造を着実に実施した。（文部科学省）
 - 2)国際研究プラットフォームとしての運用に向けて、第1回北極域研究船「みらいII」シンポジウムの開催(開催日:令和6年12月5日)や国際的な北極関係会合・イベントを通じて、関係各国との連携に関する議論を行った。（文部科学省）
 - 3)地球規模課題の対処に向け、R2年度に開始した北極域研究加速プロジェクト（ArCS II）を推進し、北極域の課題解決や、研究基盤の強化等に向けた取組を実施した。更なる取り組みの強化のためR7年度から実施予定の北極域研究強化プロジェクト（ArCS III）の公募を行い、審査を経て採択した。（文部科学省）

- 国際協力
- ・段階的に再開されている北極評議会（AC）の各作業部会において、関係省庁・関係機関が出席し、我が国の科学技術面の貢献につき発信した。また、北極サークルや北極フロンティア等の北極関連国際会議に北極担当大使や在ノルウェー大使が出席し、我が国の北極政策の発信や各国の動向の情報収集を行った。また、ACの今後の運営方針に関する情報を収集した。（外務省）
 - ・北極域国や北極域外の関心国や地域を対象とした調査事業に関し、入札公告・審査等を経て、令和6年11月に委託業者を選定・調査事業開始。米国やカナダをはじめとする各国の北極政策の情報収集・分析及び北極専門家・ステークホルダーからのヒアリングを25件以上実施し、これらの内容をまとめた報告書を作成、得られた情報を令和7年度に開催予定の国際シンポジウム・ワークショップの開催にあたって活用する等の成果が得られた。（内閣府）

- 持続的な利用
- ・北極関係省庁・関係機関連絡会議を開催し、定期的な情報交換を実施するとともに、我が国の取組に関する情報を北極関係公館にも共有することで、我が国の北極政策の発信・プレゼンス向上につなげた。（外務省）

第4期海洋基本計画に基づく工程表（素案）

3. 着実に推進すべき主要施策の基本的な方針

(5) 国際連携・国際協力

ア 「海における法の支配」及び国際ルール形成の主導

国際連携・国際協力は、平和で安定した国際社会の確立を基盤とした我が国国益の実現のために行われるべきものである。国際協調主義を掲げる我が国は、海洋分野においても、国際機関における我が国の人的プレゼンスを含め、国際機関や国際会議への積極的な参加・貢献を通じ、国際ルール形成を主導していく。また、海洋に関する紛争や利害の対立等に際しては、国際ルールに則して対処し、主張を通すために力や威圧を用いず、平和的な事態収拾を徹底する。

イ 総合的な海洋の安全保障に向けたインド太平洋地域等の諸外国との連携強化

インド太平洋海域の海洋安全保障における我が国のリーダーシップを発揮し、対話を促進するため、海洋分野においても、ODAを戦略的に活用する。

具体的には、諸外国（特にインド太平洋諸国）への海洋に関わる課題解決の支援について、海上法執行、捜索救助、MDA等能力の構築に向けた巡視船を含む機材供与や、海上保安政策プログラム（MSP）の拡充を含む人材育成・交流等の取組を引き続き戦略的に進めていく。その際、効率的かつ効果的な支援のため、総合的な支援戦略の策定及び途上国のニーズに合致した巡視船等を迅速かつ安価に提供するための巡視船の標準化等の検討が重要である。

また、ODAとは別に、軍等に対する資機材供与やインフラ整備等を通じて、同志国の安全保障上の能力や抑止力の強化に貢献する新たな無償資金協力の枠組みである政府安全保障能力強化支援（OSA）を創設した。OSAを活用し、我が国との安全保障協力関係の強化、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出及び国際的な平和と安全の維持・強化に寄与していく。

ウ 持続可能な海洋の構築に向けた協力強化

SDG14への貢献に関しては、海洋に関わる多様なリテラシーの向上と各国が抱える海洋に関わる課題（海洋汚染の防止、生態系の保全、水産資源の管理と経済便益の増大及び零細漁業の振興や、防災/減災・海洋産業振興の科学技術開発等）への協力を強化・拡充する。あわせて、それらの解決が可能な専門人材の育成・交流等、諸外国の海洋に関わる課題解決に向けた我が国ODAによる知見の蓄積と提供等の協力を継続・強化する。

【KPI】

a)海上法執行能力強化のための技術協力及び研修等への参加国数（現状：20カ国（令和5年度の実績）、目標：20カ国以上（令和7年まで）

b)海上安保分野の人材育成・人材ネットワーク強化のための研修・セミナー等への参加者数（現状：613人（令和5年度の実績）、目標：800人以上（令和7年まで）

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
ア 「海における法の支配」及び国際ルール形成の主導	1)アワオーシャン会議等の活用 (ハイレベルによる出席やコミットメントの発表、海洋基本計画や官民含む日本モデルの発信等を通じて国際社会における我が国のプレゼンス強化、「海における法の支配」及び科学的知見に基づく政策の実施」の浸透を推進する。)					
	2)国際連合等における海洋に関する議論への積極的な対応 (IMO等における海洋に関する国際ルールの策定や国際連携・国際協力を主体的に参画し、各施策の進捗に応じ発信・連携を強化する。)					
イ 総合的な海洋の安全保障に向けたインド太平洋地域等の諸外国との連携強化	第19回 I I S S アジア 安全保障会議 (シンガポール)	第20回 I I S S アジア 安全保障会議 (シンガポール)	I I S S アジア 安全保障会議 (シンガポール)	I I S S アジア 安全保障会議 (年1回開催)	I I S S アジア 安全保障会議 (年1回開催)	I I S S アジア 安全保障会議 (年1回開催)
	第7回 ASEAN 防衛担当大臣会合	第8回 ASEAN 防衛担当大臣会合		1) ASEAN防衛担当大臣会合、拡大ASEAN国防相会議 (ADMMプラス)等 国際枠組みを積極的に活用し、我が国の安全確保や関係各国 と海洋の安全に関する協力関係を強化する。		
	第9回 拡大ASEAN国防相 会議 (ADMMプラス)	第10回 拡大ASEAN国防相 会議 (ADMMプラス)	第11回 拡大ASEAN国防相 会議 (ADMMプラス)			
	2)海上法執行能力強化のための人材育成 海上法執行能力強化のための技術協力、研修等の実施 (目標：令和7年度までに、20 カ国以上、800人以上)					



取組の現状

【主な取組の現状】

ア 「海における法の支配」及び国際ルール形成の主導

- 1)令和6年4月にギリシャにおいて開催された第9回アワ・オーシャン会議に、木原晋一内閣府総合海洋政策推進事務局次長が日本政府代表として参加し、気候変動や海洋の安全保障を中心に、計22件、約13億ドル相当の取組を、本会議における海洋分野における我が国の取組として発表した。(内閣府)
 - ・また、令和7年4月に韓国において開催予定の第10回アワ・オーシャン会議及び第5回APEC海洋担当大臣会合に向けた準備を行った。(内閣府)
 - ・加えて、令和7年3月12～13日、東京において日本財団及びエコノミストグループ共催「世界海洋サミット/ワールドオーシャンサミット 2025」が開催され、持続可能な海洋経済の発展を目的とした異なる業種間で議論が行われた。初めて東京での開催となった今回は、石破総理大臣がスピーチを行い、また坂井海洋政策担当大臣が我が国の海洋政策につき基調講演を行った。(内閣府)
- 2)国連海洋法条約締約国会合 (SPLOS) や国連総会決議「海洋と海洋法」等を議論する海洋法関連会合に積極的に参加し、「法の支配」に基づく海洋秩序の維持・発展に向けて取り組んだ。なお、令和6年に国連海洋法条約 (UNCLOS) の締約国が170か国 (欧州委員会を含む) に増加した。(外務省)
 - ・令和5年2月に気候変動に伴う海面上昇により海岸線が後退した場合も、国連海洋法条約に従って設定された既存の基線の維持は許容されるとの立場を採ることとした旨を発表しており、同立場に基づき各国と連携して国際社会に働きかけた。(外務省)
 - ・令和5年6月に採択された国連公海等生物多様性協定 (BBNJ協定) の発効後の実施に向けた準備委員会が設置され、日本は、海洋生物多様性の保全と持続可能な利用との間の均衡を確保し、関連する国際的な枠組みを尊重した、健全かつ効果的な協定の実施の仕組みを作るべく、議論に積極的に参加した。(外務省)

イ 総合的な海洋の安全保障に向けたインド太平洋地域等の諸外国との連携強化

- 1)ADMMプラスやWPNSをはじめとした多国間枠組の取組が進展しており、安全保障・防衛分野における協力・交流の重要な基盤として、地域における多国間の協力強化に取り組んでいる。令和6年度は、ADMMプラスの枠組みにおいて日本がフィリピンと共同議長を務める海洋安全保障専門家会合を令和7年3月に日本で開催し、海洋安全保障分野における国際連携を推進していく重要性を訴え、今後の更なる協力に向け参加国間で認識を深化させた。また、令和6年12月にインドネシア国防省と共催で海洋協力及び連結性会議を開催し、防衛の観点から、重要なシーレーンが通過するインド太平洋地域に繋がりを持つ参加国等と地域の海洋安全保障課題について議論し、信頼醸成や相互理解を促進した。(防衛省)
 - ・令和6年6月、シンガポールにて開催された第21回「アジア安全保障会議 (シャングリラ・ダイアログ)」に防衛大臣が参加し、「地域横断的な安全保障秩序の課題」をテーマにスピーチを行った。同会合には海上保安庁も初めて参加し、海上法執行に関する特別セッションにおいて、海洋における法の支配という普遍的価値観の共有を図った。(国土交通省・防衛省)
- 2)令和5年度までのフィリピン沿岸警備隊及びマレーシア海上法執行庁に加え、新たにインドネシア海上保安機構に対してJICA長期専門家を派遣し、海上保安、海上法執行等に関する能力向上支援に取り組んだ。(外務省、国土交通省)
 - ・OSA創設2年目となる令和6年度は、令和7年2月までに、フィリピンに対し複合艇や沿岸監視レーダーシステム等の供与、インドネシアに対し高速警備艇の供与、ジブチに対し沿岸監視レーダーシステム等の供与をそれぞれ内容とする書簡の署名・交換を完了した。(外務省)

- ・能力向上支援に関しては、ジブチ、スリランカ、マレーシア、ベトナム、インドネシア、フィリピン、パラオ、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島の海上保安機関職員に対し、海上法執行、油防除、救難技能、捜査・鑑識、立入検査等に係る能力向上支援を現地及びオンライン研修にて実施した。また令和6年度新たにフィジーにも派遣してツバル、トンガ、フィジー、ミクロネシア、ナウルの海上保安機関職員に対し、立入検査や傷病者の搬送に関する能力向上支援を実施した。さらに、令和6年5月にフィリピンにて、米国沿岸警備隊と連携しフィリピン沿岸警備隊等に対する能力向上支援を実施し、令和6年11月には韓国にて、米国沿岸警備隊及び韓国海洋警察庁と連携してASEAN及び太平洋島しょ国等の海上保安機関職員に対する能力向上支援を実施した。（国土交通省）
- ・海上保安政策プログラムに関しては、令和6年9月に第9期10名（バングラデシュ1名、インドネシア2名、マレーシア1名、フィリピン2名、スリランカ2名、日本2名）が同プログラムを修了し、平成27年の開講以来延べ69名の修了生を輩出した。（国土交通省）

ウ 持続可能な海洋の構築に向けた協力強化

- 1)生物多様性国家戦略2023-2030等に従い、30by30目標等の達成に向けて、海域におけるOECMに該当する場所の検討等を行った。（環境省）
 - 2)国立研究開発法人 国立環境研究所において、フィンランド国立環境研究所（SYKE）との研究協力協定に基づき、ブラックカーボン（BC）や短寿命気候強制因子の国家排出インベントリの算出方法の比較など、北極域の気候・環境研究に関する情報交換を定期的に行った。（環境省）
- ・海洋観測に関する国際協力として、JAMSTECにおいて、「持続可能な開発のための国連海洋科学の10年」（2021-2030）に貢献するアクションとして承認された国際プログラムやプロジェクト等への参加及び、新規アクションに関する議論や提案を通じて、「国連海洋科学の10年」の推進に貢献する等の取組を実施した。（文部科学省）

第4期海洋基本計画に基づく工程表（素案）

3. 着実に推進すべき主要施策の基本的な方針

(6) 海洋人材の育成・確保と国民の理解の増進

海の恵みを子孫に引き継ぎ、海洋立国を実現するためには、その基盤となる海洋人材の育成・確保が重要である。特に、洋上風力発電等の新たなニーズが高まるとともに、海洋においてもDXが求められる現状において、海洋産業の魅力や重要性を発信しつつ、産業構造の転換に対応した高度な海洋人材を育成・確保することや、デジタル化に関心の強い学生を海洋分野に引きつけることは、我が国の成長戦略の柱として必要な取組である。

海洋人材の育成は、子どもや若者が海に親しみを持ってもらう中で、海に関わる産業の存在や、その重要性、将来性、魅力を認識すること等により関心を持つところから始まる。このため、学校を中心として海洋に関する教育を推進する。

また、人材育成・確保を含めた海洋政策推進のため、海洋科学技術への市民参加型科学の推進等を通じて、人類のフロンティアとしての海、海洋生態系、海洋に係る我が国の位置づけ、地域に根ざした海洋の歴史・文化等の理解、持続可能な海洋や幅広い海洋に関する知識の習得等、海洋に関する国民理解の増進に努める。

その際、「海の日」制定の意義を踏まえ、「海の日」の更なる活用方を検討するとともに、国民が海を身近に感じられるよう、安全への配慮等も含め、海洋に実際に触れあう機会を充実させることが必要である。

ア 海洋人材の育成・確保

- ① 海洋産業の振興と産業構造の転換への対応
- ② 海技者教育・専門家の育成
- ③ 海洋におけるDXへの対応
- ④ 多様な人材の育成と確保

イ 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進

【KPI】

- ・外航船員新規就業（現状：159人（平成30年～令和4年の平均）、目標：160人（令和5年～令和9年の平均））
- ・多科配乗の改善に向けた大学のカリキュラム改定（現状：東京海洋大学及び神戸大学については、既にカリキュラム改正済（令和6年度）、目標：商船系大学におけるカリキュラム改定を乗船実習配乗計画へ反映し、3科以上の混乗を3回に抑制（令和9年度）（注：移行期は一時的に状態が悪化することがあり得る）

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
ア 海洋人材の育成・確保	<div style="text-align: center;">各分野に応じて専門人材を育成・確保</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 80%;"> <p>1) 海洋産業の育成と構造転換に対応した人材の育成・確保等</p> <p>2) 産学官の連携による船員教育機関での乗船実習教育における多科・多人数配乗の改善（商船系大学におけるカリキュラム改定の乗船実習計画への反映）</p> <p>3) 諸施策による船員への就業・定着の推進</p> <p>4) 船員・水産業等での若年者の確保・女性活躍の推進等の多様な人材の育成と確保</p> </div> <div style="width: 15%; text-align: right;">等</div> </div>					
イ 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進	<div style="text-align: center;">1) 海洋教育推進事業等による海洋教育の推進</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">2) 海の日イベント等</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">海の日イベント等</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">海の日イベント等</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">海の日イベント等</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">海の日イベント等</div> </div> <div style="text-align: right;">等</div>					

取組の現状

【主な取組の現状】

ア 海洋人材の育成・確保

- 1) 洋上風力の事業開発を担う人材、エンジニア、専門作業員の育成に向け、カリキュラム作成やトレーニング施設整備に係る支援を行っており、支援を受けた事業者により、トレーニング施設が5カ所完成している。また、2024年6月には、産業界と教育・研究機関が連携して人材育成を進めるための枠組みとして、洋上風力人材育成推進協議会（略称：ECOWIND）が立ち上がった。（経済産業省）
 - ・東京海洋大学では、社会人学生も対象に、海洋に関するビッグデータを解析し、AI技術を用いた海洋産業の発展を担う人材を育成する「海洋産業AIプロフェッショナル育成卓越大学院プログラム」を実施した。（文部科学省）
- 2) 東京海洋大学及び神戸大学におけるカリキュラム改定を独立行政法人海技教育機構の乗船実習配乗計画に反映させ、乗船実習を実施した。（国土交通省）
 - ・東京海洋大学では、多科・多人数配乗の改善のため、令和6年度から新カリキュラムを導入した。（文部科学省）
- 3) 優秀なアジア人船員を養成・確保するため、フィリピン、インドネシア及びベトナムから船員教育者を日本に招き、当該国の船員教育機関の質的向上につながる、実務内容に即した座学研修と乗船研修を実施した。（国土交通省）
 - ・令和6年4月に「海技人材の確保のあり方に関する検討会」を立ち上げた。同年12月の中間とりまとめでは、船員不足の深刻化、今後の少子化等も見据えて、陸上からの転職者等を念頭に置いた養成ルートの拡大等の海技人材の養成ルートの強化や、船員職業安定制度の見直しやハローワークとの連携強化等の海技人材確保の間口の拡充等の方向性が示された。（国土交通省）
- 4) 女性船員については、平成30年4月の「女性船員の活躍促進に向けた女性の視点による検討会」の提案のとりまとめを受け、女性船員の活躍推進のための情報発信や魅力ある職場づくりなどによる船員の働き方改革に取り組んでいるほか、「海技人材の確保のあり方に関する検討会」で女性を含む幅広い層にとって働きやすく魅力ある職場環境形成のための取組について検討をした。（国土交通省）
 - ・海上運送法に基づく日本船舶・船員確保計画の認定を受けた事業者が、船員を計画的に雇用・育成した場合に、助成金を支給している。（国土交通省）
 - ・船員の働き方改革の推進に向けては、船員の労務管理の適正化のための仕組み等の実効性を確保するため、各種ガイドライン等の積極的な周知などを行うとともに、船員行政のデジタル化の取り組みを進めているほか、「海技人材の確保のあり方に関する検討会」の中間とりまとめで示された快適な海上労働環境形成の促進に資する仕組みの導入等を通じて、働きやすく魅力ある労働環境の形成に取り組む。（国土交通省）
 - 海運業における女性船員数（国土交通省）

令和5年度	879名
令和4年度	861名
令和3年度	820名
令和2年度	850名
 - ・日本船舶・船員確保計画の認定事業者に対して、船員の育成経費の補助を行った。（国土交通省）
 - 令和6年度補助実績：75者（230名分）
 - ・退職予定自衛官に対する再就職支援において、船員への再就職を希望する海上自衛官等に対し、海技士等の資格取得に係る職業訓練を実施。また、令和6年6月、内閣府、水産庁、国土交通省及び防衛省の連名で、海運業・漁業等への退職自衛官の再就職の円滑化に向けた協力要請文を发出。更に、令和6年12月に取りまとめた「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」において「関係省庁と防衛省が連携して、退職する自衛官が自衛隊の勤務を通じて培った技能を活かし、民間企業でも通用する海技士や航空整備士といった公的資格を取得しやすくするためのプロセスの簡素化に取り組む」こととしており、海技士について国土交通省と連携し免許講習の免除など更なる簡素化を検討した。（防衛省）
 - ・漁村において、漁獲物の加工・販売や漁村コミュニティにおける様々な活動において中心となって取り組む女性の活動を促進するため、資質向上のための人材育成研修を実施するとともに、漁村女性グループによる加工・販売等の起業的な経済活動や魚食普及等の漁村地域の活性化のための取組への支援を行った。（農林水産省）

イ 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進

- 1) 令和6年6月に「ニッポン学びの海プラットフォーム」第3回会合（関係府省・関係機関で構成）を開催し、第4期海洋基本計画における海洋の人材育成・確保・国民の理解増進に向けた取組を確認し、情報共有するとともに、令和6年度の取組予定や府省横断的に取り組むべき内容等について議論を行った。なお、今年度の第3回会合より防衛省がプラットフォームの構成員に加わった。（内閣府、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省）
 - ・キャリア教育・教科等横断的な学習の推進を行うため、政府及び政府関係機関の海洋教育に係るコンテンツを取り纏めた中学生・中学校向けリーフレットの作成を行い、学生や海洋教育関係者が集まる行事等で配布した（令和6年度は合計300部程度を配布）。また、高等学校の必修科目である「情報I」での活用に向けた海洋データの分析動画（全編、前半・後半版）等を制作した。（内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）
 - ・学習指導要領に対応して作成した「海洋教育プログラム」及び同プログラムに応じたオンライン授業動画を全国の小・中学校教員への周知を図った。（国土交通省）
 - ・JAMSTECでは、海洋STEAM事業においてこれまでの調査研究活動を通じて得られた成果や画像データ等を活用して、海洋分野に関連する学習指導要領に沿ったSTEAM教材を制作した。また、地方自治体と連携し、制作した教材を学校授業に導入した。（文部科学省）
 - ・国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)において、探究・STEAM教育を支える企業や大学、研究機関等と学校・子供をつなぐポータルサイトであるサイエンスチームの構築を進めた。（文部科学省）
- 2) 「海の日」や夏季休暇の自由研究を検討する時期に合わせ、小学生・中学生・高校生向けの政府広報を行った（毎日小学生新聞、読売KODOMO新聞、読売中高生新聞に掲載）。（内閣府、国土交通省）
 - ・大学生、大学院生向けに、海に関する仕事（航海士、機関士、技術研究員等）を紹介する政府広報を行った（3分間の動画）。（内閣府、国土交通省）
 - ・海洋基本法や第4期海洋基本計画、AUV戦略、離島保全等について、海洋に係るイベント（CEATEC2024、うみコン2024（海洋都市横浜海と産業革新コンベンション）、Offshore Tech2025等）での講演や展示により、幅広い世代に普及広報を行った。（内閣府）
 - ・毎年7月の「海の日」及び「海の月間」を契機として、国民の海洋や海事産業への理解・関心を高めるためのイベントを全国各地で実施しており、令和6年度は東京都江東区青海及び有明多目的埠頭にて「海の日記念行事」を開催した。（国土交通省）
 - ・海洋に関する幅広い分野で顕著な功績を挙げた個人又は団体を表彰し、その功績をたたえ広く紹介することにより、国民の海洋に関する理解・関心を醸成することを目的として、令和6年7月に「第17回海洋立国推進功労者表彰」（内閣総理大臣表彰）の受賞者を発表した。（国土交通省）
 - ・SNS（X(旧Twitter)・Instagram・YouTube）を積極的に活用し、継続的に海や船に関する情報発信を行っており、現在のSNS総フォロワー数は約10,000人を超えている。（国土交通省）
 - ・JAMSTECでは令和6年度は国際科学研究プロジェクトIODP Expedition 405 JTRACKに関し、日本科学未来館における特別展示の実施をはじめとして、博物館等と連携したライブ中継の実施など、積極的な広報活動を行った。また、全国各地の科学館・博物館・水族館や連携する地方公共団体の海洋イベント等に協力し海洋研究開発の紹介を行い、研究施設等の一般公開を開催した。（文部科学省）

第4期海洋基本計画に基づく工程表（素案）

【総合評価】

- ・総合海洋政策本部を中心に、海洋政策のさらなる推進を図ることが求められる。
- ・海洋開発等重点戦略の6つの重要ミッションに関し、引き続き、以下のミッション横断的な点に留意しつつ着実に推進すべき。
 - － 海洋を取り巻く環境の変化（国際情勢・気候変動に伴う影響等）に不断に留意すべき
 - － 経済安全保障を含む安全保障の確保に一層留意すべき
 - － 関係府省庁間や産学官の連携を一層強化すべき
- ・2023年度までに策定済の「AUV戦略」に基づき、洋上風力発電をはじめとした海洋産業、海洋安全保障、海洋環境保全等の実ビジネスでの利活用の模索に向けて、「実証調査事業」「官民協議体運営」「研究開発」の各取組み自体は概ね計画どおりに進んでいる。一方で、一部のユースケースは出ているものの、ビジネスモデルがまだ確立している段階にはなく、さらに、その先の産業化を見据えて、引き続き、AUVの開発推進に当たっては、国内外のニーズを踏まえた構成部品調達に配慮するとともに、国際競争力強化及び経済安全保障にも留意すること、産学官の連携強化が重要であり、情報共有を推進するとともに、AUV官民プラットフォームを活用することで民の予見可能性を高めて民間投資を促進させること、AUV戦略も踏まえ、専門人材の育成対策を強化することに重点を置いて取り組んでいくべき。
- ・「海しる」の潜在ユーザー掘り起こし等の観点から、より使い勝手の良い形でのシステム高度化等を図るべき。民生ビジネス促進の観点からも、「海しるビジネスプラットフォーム」の構築を進めるべき。AI等を活用したデータ解析手法の高度化に関しては、関係府省庁のニーズも踏まえ、情報の充実や機能の強化を図るべき。国際連携の推進に当たって、各国のMDA体制に応じた情報の交換等を進めていくべき。また、情報面での協力とシーレーン沿岸国等への能力向上支援等を組み合わせ、効果的な連携を図るべき。
- ・「海しるビジネスプラットフォーム」構築にむけ官民連携検討会が発足したところだが、構築にあたっては、どのような利用者が、どのような情報を欲しているかを整理し、情報開示に際して我が国の安全保障上の問題が無いか、無用なデータ流出を防ぐためのアクセス制御等のセキュリティ面をどう対策するか、を議論したうえで進めるべき。
- ・洋上風力発電を排他的経済水域に拡大するために改正された再エネ海域利用法における関連法の円滑かつ適正な運用を図ることが重要。部品の標準化を目指した関係機関間での連携した取組を含め、強靱な国内サプライチェーン形成のための取組を進めるべき。管轄海域の利用調整に資するよう、関連法に基づく区域に係る情報の関係者間での共有を進めていくべき。
- ・再生可能エネルギーの海域利用に関する法律の一部改正が行われた。この法律では「漁業に支障を及ぼさないこと」が明記されており、洋上風力発電の導入にあたっては、漁業との共生やすみ分けが必要となると考える。そのためには、国の事業などで取得された漁業関連データの活用が不可欠であり、これらのデータを適切に活用するための方法や手続きについて、早急に検討を進めることが必要。
- ・特定離島である南鳥島とその周辺海域の開発の推進には、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）と総合海洋政策推進事務局が緊密に連携することが重要。南鳥島周辺海域での活動に当たって、十分な安全確保に留意すべき。
- ・管轄海域の保全のための国境離島の状況把握には、衛星技術、AI等新しい技術の動向に配意しつつ、より効果的・効率的な国境離島の状況把握に取り組むべき。気候変動の影響については、今後特に注視し、適時・適切に把握することが必要。
- ・北極政策における国際連携の推進等には、北極域研究船を活用した科学技術分野での連携等を着実に進めるべき。米加中露等の関係国の動向を引き続き注視すべき。
- ・海洋政策の推進に当たっては、日々変化する海洋をめぐる状況を踏まえることが必要。具体的には、例えば、2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組については、引き続き、推進していくべき。
- ・カーボンニュートラル実現に向けた諸施策については、各取組みの長短を随時見直しつつ、全体として効果的な結果達成を目指すべき。
- ・センシング技術、情報通信技術、情報分析・ビッグデータ関連技術、海洋ロボティクス技術、グリーンイノベーション関連技術、深海探査技術といった海洋に係る新技術の活用について、検討を深めるべき。

- ・重要ミッションを推進するに当たっての人材育成に加え、幅広く海洋人材を確保することが必要不可欠である。関係府省庁や産学とも連携して、海洋に関する教育や海洋人材育成に関する現状を体系的に把握して、必要な取組を推進すべき。
- ・海技人材の養成に関しては、国交省主導のもと、総合海洋政策推進事務局の協力を得て文科省、水産庁などの関係省庁や多様な海技教育機関と連携し、船員育成制度の根本的見直しを行い、その上で効率的な海技教育の実施を検討するとともに、独立行政法人海技教育機構における教育活動の充実・質の向上等を図るべき。
- ・海洋基本計画には主に日本政府としての活動が記載されているが、課題の解決には、産官学公で連携して取り組むことが不可欠と考える。例えば、日本財団においては、海洋開発人材確保を目的とした「日本財団オーシャンイノベーションコンソーシアム」、5つのアクション（「海を学ぶ」「海をキレイにする」「海を味わう」「海を体験する」「海を表現する」）を柱として活動することで子どもに海に親しみを持つ「原体験」をさせる「海と日本プロジェクト」を行っており、これらの取組等と連携を図るべきである。
- ・海技人材の養成に関し、多様な海技教育機関が連携し、効率的な海技教育を実施できないか検討するとともに、独立行政法人海技研究機構における教育活動の充実・質の向上等を図るべき。
- ・海洋分野を牽引する高度専門人材の育成に資する取組を促進すべき。
- ・海洋人材の育成・確保に加え、海洋に関する国民理解の醸成を図ることも重要。
- ・海洋に関わる人材育成・確保について、人材確保は海洋安全保障の根幹と考える。これまでどおり個々の施策を推進して行くこととは別に、海洋に関わる職の魅力化を国として検討する必要がある。海の仕事におけるライフプランや優位な処遇等を示していく努力が必要。
- ・国家安全保障戦略に基づき、海洋安全保障を推進することが重要。
- ・海洋の安全保障に関する国際連携・国際協力については、様々な新たな取組みが進展していると評価できる。今後も、海上保安機関間の連携・協力における日本の主導的立場を最大限活用し、MDAや海上法執行をはじめとする分野における国際連携協力を戦略的に進めることが必要。
- ・MDAや海上法執行をはじめとする分野における国際連携協力を引き続き戦略的に進めることが必要。
- ・持続可能な海洋の構築に関連し、BBNJ協定締結に向けた取組が進められていることも踏まえ、引き続き、効果的な情報収集・発信等を進めていくべき。
- ・BBNJ協定の発効に向けた準備会合においては、既存の制度との関係を整理しつつ、合理的なルール作りに積極的に貢献すべき。
- ・南海トラフ地震等に対する防災対策が確実に進捗していると評価できる。今後も、令和6年8月の「南海トラフ地震臨時情報」に関する検証や同地震に関する新たな被害想定を踏まえ、更なる防災対策の強化を図るべき。
- ・海事産業の国際競争力強化に向け、「船舶産業の変革ロードマップ」が示され、技術開発・標準化・設備増強が進められている。デジタル化に関して「経済安全保障重要技術育成プログラム」に基づく技術開発を2025年度中に開始する予定。本取組を着実に進め、合わせて、海洋分野を牽引する高度専門人材の育成に資する取組を引き続き促進すべき。
- ・海洋分野におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）は、海洋産業の発展や、持続可能で包括的な海洋調査・観測を通じた科学的知見の充実に不可欠。特に、海洋データは新たな産業創出の基盤となり得る重要な資源である。しかし、陸域に比べて海洋ではデータの取得機会が限られているため、データ駆動型の研究やDXを活用した産業の推進には工夫が必要。例えば、漁場や漁獲に関するデータは現在入手が困難だが、個人情報などの機微な情報を適切に加工・匿名化することで、安全かつ有効に活用できるようにすることが重要。
- ・それぞれの取り組みはKPIに沿って着実に実施されているものと認識している。一方で、KPI達成時がかなり先の最終年などに設定されているような項目については、期間途中にもある程度の定量的なベンチマークがあると進捗が見えやすくなると思う。
- ・KPI達成に向け、着実な進捗となっており、大変結構なことと思う。